

# 議会の10年

所沢市議会基本条例制定10周年記念誌

# 2009

2010

2011

2012

2013

**TIME**

2014

2015

2016

2017

2018

所沢市議会基本条例が市議会を変えた。

# 2019



所沢市議会

TOKOROZAWA CITY COUNCIL





## 所沢市議会基本条例制定 10 周年記念誌の発行にあたって

本市議会は平成 20 年 6 月 10 日に「議会基本条例制定に関する特別委員会」を設置し、平成 21 年第 1 回定例会での制定を目途に議論を重ねた結果、同年 2 月 26 日の本会議において所沢市議会基本条例を委員会提出議案として全会一致で可決しました。

本条例の制定を契機として、議会の更なる活性化を図るとともに議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の皆様からの負託に応えられる議会を目指し、不断の改革を進めてまいりました。今日まで一般質問における一問一答方式の導入をはじめ、議会改革評価、委員会での自由討議の実施や参考人招致、議会報告会や政策討論会の開催、早稲田大学との連携協力の推進など、新たな取り組みも積極的に行ってきたところです。

このたび条例施行から 10 年を迎えることから、当時の背景やこれまでの議会改革の取り組み等について記した本記念誌を作成いたしましたので、どうぞご覧ください。

今後も市民の皆様になんげいただける議会運営を目指し、一層の改革を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、本記念誌をまとめていただいた議会運営委員会並びに議会事務局の方々、ご寄稿いただいた全ての皆様に厚く御礼申し上げ、発行にあたっての挨拶といたします。

所沢市議会議長 荻野泰男



## 目 次

### ○寄 稿

所 沢 市 議 会 議 長	荻 野 泰 男	( 至 誠 自 民 ク ラ ブ )	・ ・ ・ ・ ・ 1
所 沢 市 長	藤 本 正 人		・ ・ ・ ・ ・ 2
前 所 沢 市 長	当 麻 よ し 子		・ ・ ・ ・ ・ 3
元 所 沢 市 議 会 議 長	小 川 京 子		・ ・ ・ ・ ・ 4
所 沢 市 議 会 事 務 局 長	北 健 志		・ ・ ・ ・ ・ 5
所 沢 市 議 会 副 議 長	近 藤 哲 男	( 自 由 民 主 党 ・ 無 所 属 の 会 )	・ ・ ・ ・ ・ 6
所 沢 市 議 会 議 員	矢 作 い づ み	( 日 本 共 産 党 所 沢 市 議 団 )	・ ・ ・ ・ ・ 7
所 沢 市 議 会 議 員	荒 川 広	( 日 本 共 産 党 所 沢 市 議 団 )	・ ・ ・ ・ ・ 8
所 沢 市 議 会 議 員	島 田 一 隆	( リ ベ ラ ル 所 沢 )	・ ・ ・ ・ ・ 9
所 沢 市 議 会 議 員	末 吉 美 帆 子	( リ ベ ラ ル 所 沢 )	・ ・ ・ ・ ・ 11
所 沢 市 議 会 議 員	城 下 師 子	( 日 本 共 産 党 所 沢 市 議 団 )	・ ・ ・ ・ ・ 12
所 沢 市 議 会 議 員	小 林 澄 子	( 日 本 共 産 党 所 沢 市 議 団 )	・ ・ ・ ・ ・ 13
所 沢 市 議 会 議 員	平 井 明 美	( 日 本 共 産 党 所 沢 市 議 団 )	・ ・ ・ ・ ・ 14
所 沢 市 議 会 議 員	大 石 健 一	( 自 由 民 主 党 ・ 無 所 属 の 会 )	・ ・ ・ ・ ・ 15
所 沢 市 議 会 議 員	松 崎 智 也	( 未 来 )	・ ・ ・ ・ ・ 16
所 沢 市 議 会 議 員	谷 口 雅 典	( 未 来 )	・ ・ ・ ・ ・ 17
所 沢 市 議 会 議 員	石 本 亮 三	( リ ベ ラ ル 所 沢 )	・ ・ ・ ・ ・ 18
所 沢 市 議 会 議 員	赤 川 洋 二	( リ ベ ラ ル 所 沢 )	・ ・ ・ ・ ・ 19
所 沢 市 議 会 議 員	福 原 浩 昭	( 所 沢 市 議 会 公 明 党 )	・ ・ ・ ・ ・ 20
所 沢 市 議 会 議 員	植 竹 成 年	( 所 沢 市 議 会 公 明 党 )	・ ・ ・ ・ ・ 21
所 沢 市 議 会 議 員	亀 山 恭 子	( 所 沢 市 議 会 公 明 党 )	・ ・ ・ ・ ・ 22
所 沢 市 議 会 議 員	石 原 昂	( 自 由 民 主 党 ・ 無 所 属 の 会 )	・ ・ ・ ・ ・ 23
所 沢 市 議 会 議 員	入 沢 豊	( 自 由 民 主 党 ・ 無 所 属 の 会 )	・ ・ ・ ・ ・ 24
所 沢 市 議 会 議 員	杉 田 忠 彦	( 至 誠 自 民 ク ラ ブ )	・ ・ ・ ・ ・ 25
所 沢 市 議 会 議 員	浅 野 美 恵 子	( 至 誠 自 民 ク ラ ブ )	・ ・ ・ ・ ・ 26
所 沢 市 議 会 議 員	吉 村 健 一	( 所 沢 市 議 会 公 明 党 )	・ ・ ・ ・ ・ 27

所沢市議会議員	西沢一郎	(所沢市議会公明党)	……28
所沢市議会議員	村上浩	(所沢市議会公明党)	……29
所沢市議会議員	越阪部征衛	(自由民主党)	……30
所沢市議会議員	桑島健也	(至誠自民クラブ)	……31
所沢市議会議員	中村太	(至誠自民クラブ)	……32
所沢市議会議員	秋田孝	(至誠自民クラブ)	……33

○資料

- ① 所沢市議会基本条例
- ② 所沢市議会「改革の主な歩み」(平成19年以降)
- ③ 参考資料
  - ・公聴会・意見提案手続の実施状況
  - ・所沢市議会議会報告会開催状況
  - ・閉会中の文書質問の実施状況
  - ・委員会における自由討議の実施状況
  - ・政策討論会の実施状況
  - ・所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会

## 所沢市議会基本条例制定 10 周年記念誌の発行に寄せて



所沢市議会議長 荻野 泰男

所沢市議会基本条例はこのたび、制定から 10 周年という大きな節目を迎えました。条例制定までの経緯、制定後の取り組み等について記録に残し、後世に伝えていくことは大変意義深いことと考えています。私自身、特別委員会副委員長として条例制定に深く携わりましたので、当時の記憶を辿りながら振り返ってみたいと思います。

議会基本条例制定に関する特別委員会が設置されたのは、平成 20 年 6 月のことでした。議員になってまだ 2 年目だった私にとって副委員長は初めて拝命した役職でもありました。事務局職員の方々との調整等の経験が不足していたこともあり、委員会で使用する多くの資料の作成にも直接携わらせていただきました。委員会の進め方としてまず特徴的だったのは、大まかな期限を定めた工程表を委員会内で共有したこと、条文の素案等を作成するための作業部会を設置したことです。この手法はその後のさまざまな委員会においても踏襲されることになりました。

作業部会の部会長に就任した私が最初に取り組んだことは既存の条例に関する資料を集めることでした。当時すでに基本条例を制定していた議会は全国で 20 程度。全ての条文にあたることもそれほど大変な作業ではありませんでした。条文を内容ごとに整理した一覧表を作成するにあたり、栗山町議会、三重県議会そして最も参考にさせていただいた伊賀市議会の条例が原型になっていることに気付きました。余談になりますが、この 3 議会を個人的に“議会基本条例の 3 大始祖”と呼んでいます。作業部会は少人数で正式な会議録を残す必要もないことから、効率的・機動的に進めることができ、真夏の暑い日にたった 3 名で議論したこともありました。今となっては懐かしい思い出です。

委員長（桑畠議員）からは合意形成のプロセスの大切さなどを学びました。全会一致での可決を目指すため、微に入り細をうがつような配慮を心掛けていました。特別委員会に所属していない議員に対しても丁寧に説明を行い、可能なかぎり意見も取り入れました。第 3 条において「ユニバーサルデザイン」という文言が盛り込まれているのもその一例です。

今ならもう少し上手く事を運べたのではないかと感じているホロ苦い思い出もあります。条例の趣旨及び解釈については、各委員が分担して案を作成し、私がそれをとりまとめることになりました。表現の濃淡や言い回しなどには当然のように個人差が生じるため、それを一定の基準で統一する作業が必要となりますが、その過程においてある委員から厳しいお叱りの言葉がありました。配慮が不足していた部分もあったことに反省させられた経験はその後の教訓にもなりました。

平成 27 年から翌年にかけて進められた条例の改定作業にも特別委員会のメンバーとして関わる機会に恵まれました。改定の大きな趣旨は、条文の規定と実際の運用との乖離を埋めることであったと捉えています。会派の意見として提案していた議決事件の追加、他の自治体の議会との交流及び連携、議会評価等の条項については新たに盛り込んでいただいたものの、広聴広報委員会の位置付けが明確にできなかったことなどは残念でありました。

言うまでもなく、改革にゴールはありません。条例制定時に込められた思いがこれからも末永く引き継がれること、条例の第 1 条で謳われている「市民生活の向上、市勢の伸展及び民主政治の健全な発展」を願い、本稿の結びといたします。

## 議会基本条例制定 10 周年に思う



所沢市長 藤本 正人

歌は世につれ世は歌につれ、とはいうものだが、きっと、条例は世につれ世は条例につれ、という面もあるのだろう。所沢市で議会基本条例が制定されたのは 10 年前、国政においては民主党政権が力を得ていく過程と同じ時期、自治基本条例の理念とともに、この動きは燎原の火のごとく全国に広がっていったのだと記憶している。かくいう私も県議時代、平成 20 年の 5 月、三重県議会を視察したものだ。あの時私は、議会として当たり前のことを明記し、システムにして、県民と向き合おうとする三重県議会の姿勢に驚いたが、と同時に、市民や団体に広聴してそれを議会に反映するというのは、種々偏った意見を取捨選択するのに組織としての議会はどうか対応するのか、しきれぬのか？ と感想を抱いて帰ったものだ。

議会は議員の集合体であり、議員個人に負う面を、集合体がどれほど背負いきれるのか？ いや、もし議会をさらに磨きあげるとするならば、努力すべきは議員個人個人なのではないか？ あの時そう感じたし、今も、生身の議員として（ポピュリズムに走ることなく）市民の中にあることが目指す理念達成のカギとなるような気がしている。

きっとあのころは、政治の世界を「理念」が駆け抜けた時代だったのだと思う。市民は自立した個人であるという信頼を基に、『わかりやすく情報を開くこと』『説明責任を果たすこと』『討議すること』『市民が参加すること』はよいことである、の理念を元に、市民は行政と議会に、議会は行政に、それぞれ内部参画する理想を求めた試みだったのだと思う。そして、それをシステムに落とし込んで、いつでもだれでも、に普遍化していく運動が、この 2 つの条例づくりの背景にはあったのだと思う。

そして、もう一方には、理念とは別の次元で、世間にある議会無用論に抗するためにも、議会の存在をアピールしなければならなかった事情が、この動きを加速させたのだと感じている。

さて、では 10 年経過した今はどうか。議会報告会、政策討論会、有識者によるアドバイスを受けるなど、よく頑張っておられるなあ、と頭が下がる活動が多い。報告会は、議会としての報告ゆえに苦労も多いのだろうなあ、と拝察している。有識者によるアドバイスを受け政策形成をしていく動きも、昔だったら議員クラブでやったことだが、それでは単発なのであって、今は一段上を目指しているのだなあ、と感心しながら拝察している。

一方、昨今の地方議会では、二元代表制を強調するがため、議会権力の拡大そのものが目的化してしまっているよう映ることも少なくない。また、例えば説明責任という分野においては、そのとらえ方が表面的すぎるような気がすることもある。本来は 説明のよし悪しや議案の出し方の向こうにある、議案の中身が市民にとってどうなのか、それを議員はどう思うのか、それこそが賛否を決める本質なのだと思うからである。

市民、議会、そして行政。目指すはともに市民の幸せである。プレーキも掛ければアクセルを踏む。そうやって共に市民の幸せのため、切磋琢磨し協力しながら前進していきたい。

日本全体では 32 番目に制定された所沢市議会基本条例。理念と事情の間を縫うようにして切磋琢磨され、変化をしながらここに制定 10 周年を迎えられたことに心から敬意を表したい。と同時に、執行しながらの忙しさを抱えるであろうが、我々行政も、その理念を共有すべく広く市民に入っていきたい。



## 丁丁発止の議論に期待！



前所沢市長 当麻 よし子

所沢市議会基本条例制定 10 周年おめでとうございます。

所沢市議会の皆さまが、2 年余りの歳月をかけて議論を重ね、2009 年 2 月の定例議会において市議会議員の総意（全会一致）で可決された「所沢市議会基本条例」は、今年で 10 年の節目を迎えます。「小さく産んで、大きく育てよ」との昔ながらの諺がありますが、この条例は、制定当初から全国的にも誇れる議会基本条例だったと思っております。昨今は、子どもが 10 歳を迎えると「二分の一成人式」でお祝いをする習わしがあるようですが、市議会の皆さまが、愛情を注いで大切に育てていただいたおかげで、二分の一の成人式にふさわしい内容の充実した条例へと進化し続けていると感じております。

私は、2007 年 10 月末から市長職に就かせていただきました。条例制定が 2009 年 2 月ですので、市長としての前半 2 年間の任期と条例の制定に向けた取り組みは、ほぼ重なります。市長就任前は、8 年半ほど埼玉県議会議員の職に就いておりましたが、県議時代には、所属していた会派の政策担当として、先進県である三重県議会などを視察し、埼玉県議会でも議会条例の制定をとの思いを強く持っておりました。そのため、条例制定に向けて熱心に議論されている所沢市議会の皆さま方の様子を拝見するたびに「さすが、所沢！」と陰ながら拍手を送っておりました。

その当時、条例のまとめ役として市議会議長としての手腕を発揮されていたのが、第 52 代議長の秋田孝さんと、第 53 代議長の小川京子さんでした。議長をはじめ、条例制定のために設置された特別委員会の精力的な活動や、各会派及び議員諸氏の党派を超えた政治家としての決断力と条例制定への思いが、「所沢市議会基本条例」を結実させる原動力となったことは言うまでもありませんが、お二人の議長さんが果たされた役割も今思えば大きかったのではないかと感じております。

一期目の任期最後の定例市議会において、多分、2011 年 9 月定例会だったと記憶しておりますが、一般質問に立たれた議員さんから「当麻市長とは、活発な議論を展開することができてよかった！」とお褒めの言葉をいただきました。二元代表制の一翼を担う議会と首長が、対等な立場で活発な議論を展開できる場は、やはり議場であると思います。市民生活に直結した予算審議や政策を提言するために、議会と首長が丁丁発止の議論を展開できたのも、議会のあるべき姿を謳った所沢市議会基本条例があったからこそと、当時を振り返りながらなつかしく思い出しております。

## 所沢市議会基本条例の制定に当たって



元所沢市議会議長 小川京子

所沢市議会基本条例の制定 10 周年記念、誠におめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。

思い返せば、平成 19 年から議会基本条例の制定への議論が始まりました。全国では、まだまだ制定への気運が盛り上がりませんでした。所沢市議会は、全国に先駆けての議論だったと思います。

議会改革は、そう簡単にはできることではないのですが、制定までに漕ぎ着けられたのは全議員が真剣に議論し、団結できたからだと思います。

私は、制定への議論が始まった当時は、所沢市議会議長をしておりました。議会基本条例制定に関する特別委員会委員長は、桑畠健也議員でしたが、制定に対する意欲がとても強く熱心に議論を尽くし、多大な尽力をしていただいたと痛感しています。

その結果、平成 21 年 2 月 26 日に所沢市議会基本条例を制定することができました。制定後は、議会改革のスピードは速く、全国の市町村議会の模範となったと自負しています。

この 10 年間で、全国の市町村から 318 と多くの視察がありました。現在、全国で議会基本条例は、797 市町村で制定されており、制定に寄与することができました。これからも、全国の模範となる所沢市議会になっていただきたいと思います。

議員の皆様のご活躍を心より期待をしております。

## 所沢市議会基本条例制定 10 周年に寄せて



所沢市議会事務局長 北 健志

所沢市議会が議会基本条例を制定してから10年がたちました。今般、所沢市議会基本条例制定10周年記念誌を作成するにあたり、一言お祝いを述べさせていただく機会を得ましたこと、心から感謝申し上げます。

はじめに、制定10周年まことにおめでとうございます。

全国では、平成29年4月1日現在、797自治体の議会で議会基本条例が制定され、今では議会のあり方が明確になってきましたが、この10年間で所沢市議会では大きな変化が生まれております。

制定時の市議会の動きとしましては、議会内での制定に向けた合意形成及び諸活動に向け議論の内容は活発なものがあったとお聞きしております。

平成20年6月定例会において議会基本条例制定に関する特別委員会が設置され、その後特別委員会が10回開催。その間にも特別委員会作業部会では6回にわたる検討。公述人7名の方々を招いた公聴会の開催。市民の方々への条例の広報と双方向の意見聴取を目的としたミニシンポジウムの開催。

こうした様々な諸課題をクリアして、平成21年2月に議会基本条例が制定されました。

制定後には、平成22年5月に初めての議会報告会が開催されました。平成24年に政策討論会が初開催。平成25年にTwitterの運用を開始し、続く平成26年にFacebookの運用を開始。平成27年に広聴広報マスコット「みみ丸」が誕生し、議場コンサートを初開催。平成28年に早稲田大学とのパートナーシップ協定の締結。みみ丸カフェや政策研究審議会の初開催など多彩な活動がありました。また、平成27年7月から翌年6月にかけて、議会基本条例改定に関する特別委員会が設置され、新たに4つの条項が加えるなどの改正を行い、常に議会基本条例を意識した改革に取り組まれてこられました。

こうした議会改革という歴史の流れの中で、所沢市議会では議会改革について、全国で高い評価を得られています。その結果、現在でも他議会の視察が多く来られます。このことは、議員各位のご理解とご尽力の賜物でございますし、議会事務局の諸先輩方のご努力によって、議会改革という潮流を乗り越えてこられた結果であると敬意を表します。

少子高齢化と人口減少社会における行政の課題は、市民生活に直結してまいります。議会事務局といたしましても、今後も市民の皆さまに議会への関心を更にもっていただけるように、議長をはじめとする議員の議会活動を補佐し、活動を推進していきたいと思っております。

## 副議長としての議会改革に関する視察受け入れ。



所沢市議会副議長 近藤 哲男

所沢市議会は、平成 21 年 3 月に議会基本条例を制定し、本市議会における議会改革や議会運営の取り組みに対し、他市町村議会から多くの視察の申し入れがあり、視察の受け入れに当っては、議会運営委員会、広聴広報委員会の委員などが対応しています。

年 度	視察受入件数	受入人数	対応議員延人数
平成 2 5 年度	3 6 件	3 7 5 人	7 6 人
平成 2 6 年度	3 0 件	3 2 3 人	7 8 人
平成 2 7 年度	2 2 件	2 1 2 人	5 2 人
平成 2 8 年度	2 8 件	3 1 4 人	5 8 人
平成 2 9 年度	2 5 件	2 4 5 人	6 8 人

他市町村議会との意見交換を行い、情報共有を図り、10 年目を迎えるに当たり今後においても、議会改革を進め、諸先輩が作り上げた議会改革を一段とより良いものに、市民の皆様と、所沢市議会が力を一つにして前進してまいる所存です。



視察受け入れの様子

## 議会基本条例制定 10 周年を迎えて



矢 作 いづみ

15 年前のお正月、実家の松本でテレビのニュースを見て、所沢の選挙買収事件の報道を知り本当に驚きました。と同時に、なんと情けない事かと思いました。「所沢は巨大な田舎だ」とある方が言っていましたが、政党助成金が選挙買収に使われ、お金で政治が動くなどということはあってはならないことです。

その後行われた市議会議員の補欠選挙で私も立候補し、議員となったのですが、この件が無ければ議会の一員となる事も無かったことでしょう。この時の補欠選挙で、当時の定数 36 人中 10 人が入れ替わり、所沢市議会は一変したと言われています。自ら襟を正して議会を変えようという議員が増え、そのことが議会基本条例制定にもつながっていったと思っています。

補欠選挙後、政治倫理条例を作ろうという事になり、議会運営委員会の中で議論されました。結果としては、条例でなく規程となりました。条例化できなかったことは残念に思いましたが、その後、議会基本条例制定の動きの中で条例化することができました。

議会基本条例制定から、もう 10 年も経ったのかと思います。当初は、「議会基本条例」と言われても、正直言ってピンとこなかったものです。しかし、条例化されることによって、議会の役割、議員の責務などが整理されて共通認識できたことは大きな事であったと思います。条例制定後、議会報告会や政策討論会、議場コンサートやみみ丸カフェなど、開かれた市議会・広聴機能の充実の取り組みが始まりました。初めて報告者となった議会報告会は、参加された市民の方からどんな質問が出されるのかと、不安な中で当日を迎えたことを思い出します。

条例改定の特別委員を務めさせていただきましたが、意見の違う中で条例を変え、一致点を見出していくことは、なかなか難しいことでした。議会も時代とともに変化しています。現状に合わせていくことや、より市民のみなさんにわかりやすく、身近に感じていただけるよう改善していくことが必要だと思っています。

最近の議会報告会は、参加者が減少傾向です。市民のみなさんにもっと身近に感じていただけ、みなさんから寄せられて意見や提案を政策に生かしていくため、議会も努力し、取り組みを強めていかなければならないと感じています。

## 議会基本条例制定 10 周年にあたって思うこと



荒川 広

「議会基本条例」、耳慣れない言語を初めて聞いた時には、「??? ……」状態でしたが学んでいくうちに、ワクワクしてきたことを思い出します。

「二元代表制」もあまりお目にかかったことのない言語ですが、憲法に定められた地方自治の仕組みであることを理解すると、それまでは「与党、野党」と当然のように語っていた地方自治体の議会会派のことについては間違いだったことに気付いたのです。

首相は国会議員の選挙によって選出されるから与党と野党がありますが、地方自治体は首長と議員は有権者がそれぞれ選出するから、与党、野党はないのです。

だから、いくら首長を応援している議員であっても、行政を監視・チェックする役割を担う「議会人」の立場に立たなければならないという、基本中の基本を遅ればせながら気付いたものでした。

もう一つは、有権者の議員に対する認識はあまりにも希薄な存在だったこと。「議員は多すぎる」が合い言葉のように語られ、「定数削減」を当然視する風潮は何故なのかを省みるきっかけとなったことです。

議会の役割とは何か、有権者に寄り添えているのか、行政がタウンミーティングなどで地域住民の要望を汲み取るなどの場を設けたりすると、「議会は必要ない」などの雰囲気がかもし出されます。

つまり二元代表制の仕組みがありながら、議会はその役割を果たしていないことが有権者の議会離れに拍車をかけていることに気付かされます。

住民の幸福追求のために、選挙で選ばれた首長を代表とする行政と、選挙で選ばれた議員で構成する議会が競い合う姿こそ、憲法が求める理想像ではないのだろうかと思に落ちたものです。

議会の基本的な理念や役割を「基本条例」に定めることは、自分たちの立ち位置を明確にした意味において大きな意義がありました。

自分としても、それまでの議員生活 35 年を振り返って考えると、条例制定前には、しっかりした「ものさし」のないルールの中での議会運営であったために非常に疲れるものでした。

自分の力量不足ではありますが、学者の議会運営の著書などを武器に論戦を展開するものの、「ああ言えばこう言う」式の揚げ足とりの連続だったかなーと思います。

なによりも、初めてこうした分野の先生の講義に接し、自分の新たな一面が開花できる可能性を与えていただきましたことに心から感謝しております。

## 議会基本条例制定 10 年、印象に残っていること



島田 一 隆

### ○初の政策討論会

議会基本条例が制定されて 10 年。私が初当選した時にはすでに 2 年が経過し、当時懸案となっていた政策討論会の開催が、議論の中心テーマの一つでした。

議会運営委員会（以下、議運）で、政策討論会の開催が決まり、私の会派からは当時 1 期目 1 年目の私と赤川議員が参加することになりました。テーマは「所沢ブランド」。

朝まで生テレビのように、市民の方は丁々発止の議論を期待されていることはわかっていました。しかし、初めての開催ということもあり、テーマ設定も「エアコン問題」のような世論を二分するようなものよりも、誰もが意見を出し合えるものに決まり、リハーサルも行い当日に挑みました。初の政策討論会ということもありましたが、100 名を超える市民の方に集まっていただき、主催者側としても満足のいく結果になりました。

### ○議員定数について

所沢市議会では、平成 23 年に受かってきた議員のうち約 3 分の 1 が議員定数削減を訴えて当選されていました。また、選挙が近くなる度に議員定数の削減を求める動きが市民にもありました。

こうした中、議運では議員定数に関して議論を進め、第三者機関に諮問することに決めました。他の市議会では、自分たちでその定数を議論し削減する動きがほとんどでしたが、所沢市議会のように第三者機関へ諮問することは、客観性と定数の根拠を明らかにする上でも、とても評価できていると思います。

私が、議会改革について行政視察の担当をしていた時のこと。確か当時 36 歳だった私に、新潟県村上市議会のある年配の議員が質問されました。「島田さんは今おいくつですか？」と。年齢を答えると「私たちも若い世代にバトンタッチをしたい。しかし、定数削減の世論に押されて削減し続けた結果、新人が出にくくなり、仕舞いには無投票に。無投票になると市民の関心が薄れ、ますます議会不要論が起こる。結局、議員の成り手は自営業者や年金受給者だけで若い人になってもらえない。そうするとますます、若い人は行政に無関心になる・・・」。

このお話を聞いて、議員定数をなんの根拠もなく削減することに危惧を覚えました。市民に市政について関心を持ってもらうにはどうしたら良いか。その時、この議会基本条例に定めることが、答えの一つを示していると感じました。

### ○予算特別委員会の設置

当時、杉田議運委員長のもと私は副委員長を務めさせていただいており、予算特別委員会（以下、予特）の設置は、非常に道のりが長かったことを覚えています。まず、課題となったのは、全員参加型の分科会方式とするのか、例えば 12 名からなる選抜方式にするのか。予特を 3 月議会に行うとなると、日程はどうするのか。特に一般質問は 60 分のままで良いのか、それとも短くして会期日程を調整するのかなどなど。一向にまとまる気配がありませんでした。

結論としては、第 1 回ということもあり分科会方式を採用し、一般質問も 45 分以内を目途とすることで何とか議運で合意され、所沢市議会は予算の分割付託から予特への一括付託へと、新たなステップを踏み出すことができました。

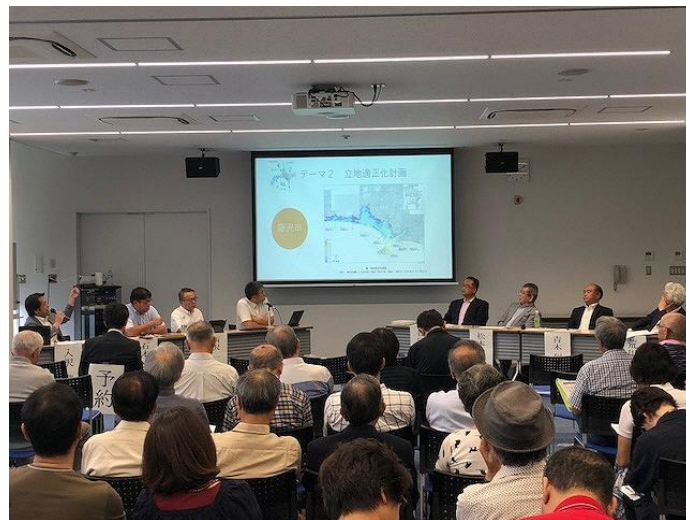
## ○反問権

平成 24 年 6 月議会において、末吉議員の一般質問中、藤本市長が反問権を行使したかについて石本議員より議事進行発言がありました。これを機に、議運では反問権の行使について議論が行われました。議論の結果、反問権は質問内容の再確認までとし、質問時間は止めないというものでした。

議会改革について行政視察の担当をすると、よくこの反問権について質問されます。所沢市議会では、反問権は確認の範囲内と定めたことは大変良かったと思います。なぜなら、理事者によっては長時間、持論を展開されることで、議員の質問時間がなくなったり、質問の趣旨がそれる恐れがあるからです。何れにしても、反問権を整理したことは議事進行上有効だったと思います。

## ○最後に

これまで多くの市議会が、所沢市議会に議会改革について視察に訪れています。私も度々対応させて頂いておりますが、所沢市議会の議会改革はとても進んでいると、その都度感じます。その大元となっているのは、やはりこの議会基本条例です。議会改革は自分たちの議会運営のためのみならず、市民への分かりやすい説明のためにもとても重要です。これからも、市民への説明責任を果たすべく、議会基本条例と共に歩んでいきたいと思ひます。



政策討論会の様子



## 「スイミー」のように



末吉 美帆子

2007年に立候補した際に議会改革フォーラムに賛同し「変えなきゃ議会」を掲げた。閉塞化した議会に風穴をあけなければならないという社会的気運が高まりつつあった。

どこから変えていけるのか？と考えていた2008年6月。議会基本条例制定に関する特別委員会が立ち上がった。特別委員として関わることができ、酸素を肺いっぱい吸い込むような新鮮な体験をさせていただいたことは大きな感謝である。2007年10月斎藤博市長から代わった当麻好子市長が、市民参加で第5次総合計画、自治基本条例を策定すると決めた。これが結果的に大きく議会改革を後押しした。自治基本条例には当然議会に関する条文も入ってくるが、先んじて議会内で、議会基本条例に関しての策定作業が先行していった。

総合計画、自治基本条例、それぞれの市民検討委員会も応募した数十人の市民によって活発に議論が交わされていた。市民委員の関心は議会基本条例策定にも及び、多くの市民が熱心に委員会傍聴してくれた。このことは、現状を変えることに躊躇う議員の姿勢をも前向きに変える力を持っていた。

2009年2月、専門的知見の活用とともに公聴会など市民参加で作った議会基本条例が制定された。私たちの財産であり誇りである。と同時に、この条例を「道具」としてどれだけ具体的に実行していくかが問われていた。議会報告会やそれに伴う駅頭宣伝、政策討論会など「チーム議会」でなければうまくいかない場面を通じて、議会は大きく変わってきたように思う。別に、心を1つにすると仲良くするというのではない。絵本「スイミー」のように普段はそれぞれ一匹ずつ大海を泳いでいる魚でも、まとまることができれば対外的に巨大な魚になり「議会」は大きな力をもつことが実感できた10年だった。

個人的に強く印象に残っているのは2011年。3月に東日本大震災が起こった直後、給食食材の原発事故による放射能影響に関する請願が出され、市民環境常任委員長として審査に当たった。市民環境・教育福祉の二常任委員会の連合審査となった参考人招致では、子ども達の健康が心配で時には涙ぐむような不安な状態で相談に来ていた母親達が、短い期間で情報を収集し、論点をまとめ、堂々と招致に応え陳述した姿に感銘を受けた。その後、何度も請願の参考人陳述を伺ってきたが、そのたび市民力の頼もしさ、当事者のもつ深い見識に心打たれた。バッシングセンター騒音の請願では、現場視察を行い参考人陳述で双方の意見、要望を聞いた。議会として具体的な援助ができるわけではない。しかし、時を経て問題が解消し「第三者として双方の意見を聞き、解決策を共に模索する『調整機関』として議会の権能を示した良い例ではないか」とある大学教授に評価して頂いたときはうれしかった。

所沢市議会を視察して下さる他自治体の方から「条例をつくらなければ」「議会報告会がうまくいっていない」などご意見を聞くことがある。条例や議会報告会や意見交換会などの「ツール」はあくまで道具なのではないだろうか。徐々に道具であるはずのツールが目的になってしまう陥穽におちいるのだ。実際に、議会報告会の後半は全員が発言できるグループトークになって参加者意識や満足感が高まった。政策討論会も常任委員会が特定事件の論点を深める重要なツールとなりつつある。無作為抽出の市民が参加する「みみ丸カフェ」も2回目は若い世代が参加し活発な議論となってきた。ここから新たな政策が生まれる日も近いだろう。議会基本条例に規定されたツール、そして書き込まれていないものもますます進化していくことを信じてやまない。

「なぜ議会改革しなければならないのか？」12年前に思い、関わってきた中で確信することは「政治の主役は市民」。市民・議会・市がそれぞれの力を発揮し切磋することがよりよい市政への道筋だということを信じ、ますますの所沢市議会改革の発展を願う。

## 議会が一丸となって取り組んだ所沢市議会基本条例



城下 師子

2008年に設置された議会基本条例制定に関する特別委員会の委員として、条例の制定に取り組んだ事は私の議員活動の大きな転機となりました。

それまで、市政をチェックする議会のあり方に一議員として「これで良いのか！」との疑問を抱いていましたが、市長派や反市長派ではなく、議会としてどう切磋琢磨し、二元代表制としての機能を発揮させるのか、そのベースとなるのがこの条例でした。

しかし、これといった情報を持ち得ない私にとって議会基本条例とは何か、個人としても様々な学習会に参加しました。当時は議員定数削減が議会改革だとする主張もありましたが、参加した学習会では削減を推進してきた保守系議員からは「議員定数削減は議会改革ではなかった」「議会の活動をもっと市民に広げる事が改革だ」などの本音の声に驚きました。

条例案を策定する作業部会のメンバーとして、夏休みも返上で、みんなで検討を重ねました。今思えば、当時小学校低学年だった子ども達には申し訳なかったと反省しています。

議員や会派内にも条例に対する温度差がありました。全会一致で条例を誕生させるためにも、会派内での合意形成や議会全体でどうすれば一致できるのか、特別委員会のメンバーは努力を重ねました。

議会として初めてのパブリックコメントや公聴会の開催など、今も当時の事を鮮明に覚えています。議会が一丸となったの取り組みに、多くの市民からも「市議会は頑張っている」との声もいただきました。

条例案が完成した時、所沢市議会は会派の枠を超えて二元代表制として大きく成長したと実感しました。

これから15年、20年と条例の目指す方向がさらに市民と共に成長していけるよう、策定に関わった一人として初心を忘れずに取り組む決意です。

## 議会基本条例制定 10 周年にあたって



小林 澄子

私が議員になった年、衆議院議員選挙をめぐって選挙買収事件があり、10 人もの市議会議員が逮捕・辞職となり、市民の議会への信頼を大きく失墜させました。それから信頼回復のため、政治倫理規程を策定、政治倫理条例になりました。

議会基本条例は、この事件が遠因になって所沢市議会の民主的運営、開かれた議会を創ろうとこの条例に繋がったように思います。

私自身議員年数の半分近く属している『広聴広報委員会』活動の基礎となる、議会基本条例第 22 条『議会広聴広報の充実』から振り返ってみました。

『広聴広報委員会』の命名も、『広聴』を先にしたのは、議会は『市民の声に耳を傾ける、聴くこと』が一番大事だとの思いからです。

ワールドカフェ方式で、『みみ丸カフェ』の開催。高校生・大学生、社会人の方も普段仕事で議会傍聴もままならない中堅世代の参加とし、気軽に市民が意見をいえる場を創ってきました。

市民に知らせることの一番のツールは『所沢市議会だより』です。まずは手に取ってもらおうと興味をそそる表紙にすることや、『一般質問』の内容も、誰の質問かわかるように議員の名前を入れる、そして誰かわかるように顔写真も入れるなど議論を重ねて実現しました。

また、年 4 回の全議員参加の議会報告会、政策討論会と開催されてきました。そして、一般質問の回数制限もなくなったこと等々、議会の総意で改革が進められてきました。

議会基本条例制定後の 10 年の歩みを振り返ってきましたが、議会基本条例というのは手段です。目的は、地方自治の本旨『住民福祉の向上』です。

市議会は、二代表制のもと、市長提案議案に対するチェック機能を果たし、真の市民の願いの代弁者になり、よりよい市民生活向上に寄与することです。それができて初めて、『より一層の市民からの信頼に応える』議会になると肝に銘じています。

## 市民参加を恐れずに



平井明美

議会基本条例を作った経過は今から10年前、当選した国会議員の公職選挙法違反に関わった議員が逮捕されたことで一斉選挙後に補欠選挙がありそれ以降、議会は新しく生まれ変わったという感を強くします。私が議員に初当選した頃は市長を擁護する会派と対立する会派に別れていました。しかし、条例に示されている二元代表制とは議員も市長も選挙で選ばれたのですから対等という観念でもあります。また市長が提出した議案は議会の賛成がなければ決定できないのです。

この基本条例が制定されたおかげで議員同士の一致点での連携もできるようになり一般質問の一問一答方式、全会派が一緒になって議会報告会を開催するなど当市の議会改革が進みました。議会は市民の意見を反映させるために市民参加をもっと旺盛することが求められますし、市長は思想信条の違う議員の意見にも謙虚に耳を傾けなければならないと思います。

当市は女性議員も多く開かれた議会としても注目されていますが、今後は行政側も市民の意見を聞くことを恐れずもっと様々な意見を持つ市民の参加を進めるべきではないでしょうか。そうしてこそ民主的で市民の気持ちに沿った市政運営ができるのではないかと思います。私も若い議員さんの発想に学びながら精進してまいります。



議会報告会の様子

## 第5次と第6次の所沢市総合計画の審査を経験して



大石 健一

私は、所沢市議会基本条例を議論した議会基本条例の制定に関する特別委員会に委員として参加いたしました。議会基本条例が制定されてから10年が経ち、制定前後で比較すると議会活動が活発化したことを実感しております。特筆すべき点は、「総合計画の審査」であり、私の経験を紹介させていただきます。

平成21年第1回定例会において、「所沢市議会基本条例」と「議会の議決すべき事件を定める条例」が同時に制定され、「総合計画」と「まちづくり基本方針」が議会で審査されることになりました。総合計画は、この10年間で2回、特別委員会が組織され、平成22年に第5次、平成30年に第6次の「所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画」が審査され、より充実した内容へと修正されました。私は、この2回組織された特別委員会において、2度とも委員長を務めさせていただきました。第5次と第6次の審査課程を比較すると今回の第6次の方が、特別委員会の委員からの提案により議会基本条例に定められた制度をより活用して、充実した委員会運営をすることができました。これこそが、10年間の議会改革の成果であると思います。

以下、平成30年7月初旬から12月上旬までの約4ヶ月間、第6次所沢市総合計画特別委員会において実施された主な制度の活用事例です。

### ◆第18条 議員研修の充実強化【議員研修会】

講師 東京藝術大学准教授 藤村龍至 氏

講演テーマ 郊外のまちづくり ～これからの10年～

第6次所沢市総合計画策定にむけて

### ◆第6条 市民参加及び市民との連携【参考人制度】

総合計画の市民検討会議に参加された委員2名を参考人として招致

### ◆第13条 議員間の自由討議【自由討議】

特別委員会を4回開催して、委員から発議された議員間の自由討議を実施  
修正箇所の合意形成に努力しました。

その結果、第5次で18箇所、第6次で32箇所が修正されました。

この10年間の経験を踏まえ、これからも市民生活の向上、市勢の進展、民主主義の健全な発展に寄与するために所沢市議会基本条例を磨き、所沢市議会議員の活動が活発化することに努力してまいります。

## 議会基本条例と議会改革



松崎 智也

議会基本条例について、私が知ることになったのは、当選後、視察受け入れを通してだった。私の初当選は平成 23 年なので、条例施行から 2 年後にあたる。他市の議員団から、所沢市議会の議会改革というテーマで、視察受け入れ対応することが決まった。本来私は、視察受け入れの担当として説明する側の立場であった。しかし、条例施行当時は当選前だったので、視察対応を通し学びが一番大きかったのは説明担当員である私自身だったように思う。

制定当時はまだ先進事例が少なく、手探りで条例案を作りながらも、条例作成にあたっての合意形成でのプロセスの苦労などを聞き、特別委員会を中心とした先輩議員の熱い思いが伝わってきた。また、議員間で真剣に討論され、魂が吹き込まれた議会基本条例となったことで、その後の議会改革が進んできたと感じている。私がかかわった 8 年の中でも議会改革は進んできたが、その骨格となる部分が議会基本条例だったのではないだろうか。

議会改革の原動力が議会基本条例であり、その波に乗って私も提案を行うことができた。非常に小さな部分ではあるが、自分が最初から最後までかかわった議会改革の例をひとつ例示したい。議会の公式日程を市民向け広報に Google カレンダーを使用して公開した点である。

それまでは、会期日程が事務局から紙で配布されていた。当時は、スマホが普及段階だったこともあり、スマホでスケジュール管理する者も増えていたため、各議員が自分用のスマホのカレンダーに毎度打ち込むという作業を行っていた。そこで、私は自分の議会の予定を共有できたら便利だろうと考えた。

そこで、自分のカレンダーの会期日程の部分を公開設定にした後、他の議員のスマホでの初期導入のサポートをした。すると、本来は自分のために作成した予定が、他の議員との日程共有を図ることができるようになった。

運用開始後しばらくはカレンダーの更新を私が行っていたものの、あるタイミングで Google カレンダーの運用を事務局に移管して、同時に公式に広報できないかを提案した。以前は、事務局がデータを作成 → 紙に印刷 → 私が手作業で打ち直し、という作業に冗長性があった。しかし、事務局に移管できたことでデータを作成した時点でカレンダーに入力できるようになり、効率化された。また、より重要なのは会期日程にとどまらず議会の公式な日程として市のホームページで広報することができるようになった点である。また、会期日程だけでなく、閉会中の公式日程も入れることができるため、議員の活動を広報する手段が増えたことも効果としてあげたい。

議会改革において短期的なメリットが見えない改革だと、「慎重に検討」ということで拙速な結論が合議制の中では出されないことも多いが、このケースでは、すでに多くの議員がシステムを利用していたこともあり、スムーズに導入されたと記憶している。先に事実上の導入し、その後に皆がメリットを感じるという段階でルール整備を行うというやり方が、私の好むやり方である。例示したのはカレンダーの共有という、ごく小さな例だったが、今後の議会改革の参考になれば幸いである。

最後に、議会基本条例の制定に向け尽力された先輩たちに敬意を表し、現在の議会改革を続ける原動力となっていることを改めて確認し、更なる議会改革が進むことを期待したい。

～議員定数の見直し時、蛍光ペンのマーカーで、  
ピンクだらけになった、私の所沢市議会基本条例の条文～



谷口 雅典

平成 21 年（2009 年）2 月に多くの先輩議員の方々の大きな努力を経て制定された所沢市議会基本条例、制定時に議員ではなかった私が、この所沢市議会基本条例の条文と一番密着したのは、初当選させて頂きました平成 23 年（2011 年）の 6 月末から始まった、議員定数の見直しの過程でありました。

平成 23 年（2011 年）の 6 月末当時、議会運営委員会にて、議員定数についての見直しが提起され、議会運営委員会のメンバーであった私は、見直しについての議論を前に進める為に、議員定数に関する条例改正を行う場合は、どのような要件、プロセスが必要になるのか？と、所沢市議会基本条例の全体と条文の主旨の把握、そして、胆となる条文の中でもポイントと思われる部分の一字一句について、蛍光ペンを使いながら確認をするといった作業を行ったことが思い出されます。胆となったのは、以下の第 26 条と第 24 条の 2 つの条文でした。

（議員定数）

第 26 条 議員の定数は、所沢市議会議員定数条例（平成 13 年条例第 56 号。次項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

- 2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。

（附属機関の設置）

第 24 条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

第 26 条（議員定数）の第 2 項と第 3 項、そして第 24 条（附属機関の設置）の条文から、『議員定数条例の改正議案を提出する場合は、市民等の意見を聴取する為、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用すること。また審査、諮問又は調査のため必要があると認める場合は、附属機関を設置し行うことができる。』このような上記の条文からの主旨に沿って、当時の議会運営委員会メンバー間において、非常に活発な議論を行いました。そして、その総意をもって、附属機関（『所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会』。以下、審議会）の設置が決まり、その後、市民を含む審議会委員の選任、審議会での議論を進める為に、議会事務局の職員の協力の下での数々の資料の作成、我々議員から審議会委員への説明、そしてメインである審議会の議論を経て、議長へ答申を頂くという流れで進みました。審議会からの答申後は、パブリックコメント、公聴会を経て、私の知る限り、他の市町村では殆ど例を見ないくらいの、非常に丁寧なプロセスを踏みながら、1 年 9 か月間の長きに渡る議論の末、2013 年 3 月に議員定数条例の改正が行われことは、私にとって大変貴重な経験をさせて頂くこととなりました。所沢市議会議員として、今後も、この所沢市議会基本条例を踏まえて、議員活動を行ってまいりたいと考えております。

## 議会基本条例制定時の3つの思い出



石本 亮三

所沢市議会基本条例が制定されて10年を迎えるが、この事については個人的には大変感慨深いものがある。特に制定当初大きく3つの思い出がある。

一つ目の思い出は議会基本条例ではなく自治基本条例の特別委員会と勘違いしていたことだ。議会基本条例は私が議員になって2年目に当時「議会基本条例制定に関する特別委員会」が設置され、私は委員12名の1人として特別委員会に参加した。特別委員会が設置されることが決まった時、当初私は自治基本条例特別委員会のメンバーになったと勘違いしていた。なぜなら当時同じ会派の代表を務めていた大先輩の村田議員（当時）が代表者会議で特別委員会の設置が決まったことが会派で説明されたが、その時には自治基本条例特別委員会が設置されたと説明があったからだ。自治基本条例の制定は適当ではないかもしれないが当時全国的にブームと言ってもいい雰囲気だった。実際私が当選する前の期にはまちづくり基本条例に関する特別委員会が所沢市議会にも設置されていたし、平成19年の市長選挙で当選された当麻市長（当時）のマニフェストにも自治基本条例の制定が掲げられていたからだ。しかし、実際特別委員会の初日に次第等を見ると自治基本条例ではなく議会基本条例の特別委員会だった。

二つ目の思い出は夏のお盆の時期の作業部会での議論だ。実際特別委員会の作業が始まると委員12名の内各会派から1名ずつの作業部会のメンバーになり条文のたたき台を作成することになった。作業部会のメンバーは特別委員会の副委員長で作業部会長になった荻野議員、城下議員、中村議員、福原議員、石井議員（当時）、そして私の6名で構成された。作業部会での一番の思い出は何といても8月のお盆の時期に1週間の内3回集まって条文作成をしたことだ。朝9時に集まり冷房が切れる夕方5時まで作業部会のメンバーで喧々諤々議論した。特にその中でも一番の思い出深いのは代表者会議を条文化するかどうかだった。私はその当時まだまだ2年目になったばかりの議員で代表者会議において実際どのような議論が交わされているのか分からなかったので代表者会議を条文できちんと明文化するべきと主張した。結果は中村議員の言い分に納得して条文化はされなかった。今でもこの時の議論はその後の議案を検証する際に大きく役立っている。要するに条文化するメリットとデメリットについて大変勉強になった経験だ。

三つ目の思い出は先輩議員の厚い壁だ。実際作業部会で条文作成を行い、それを特別委員会の作業部会外の6名の議員も含め色々修正し、全員協議会で特別委員会の条例案の説明を行ったが、会派を超えて先輩議員が色々多くの条文に注文を付けてきた。特に議会基本条例そのものを否定する意見が出されたことには本当に驚かされた。作業部会での議論の苦労などはそっちのけで、中には全員協議会が終了後、あるベテラン議員から「若い連中が作った条例など簡単に認められるか」とか「議会では期数が全てなんだ」とまで言われた。その時は議会基本条例を本当に制定できるのか不安になったのが今では「懐かしい」の言葉しか見つからない。

色々あったが議会基本条例が平成21年2月26日に可決した。今では議会基本条例は全国で多くの議会が制定している。所沢市議会はその先駆的な位置にいる。その証左として多く議会が議会改革関連の事項で視察に来訪してくれている。今では当たり前となった議会改革だが議会基本条例の制定に深く関わったことに今になって本当に貴重な経験をさせてもらったと感じている。



## 議会基本条例制定 10 周年記念に寄せて



赤川 洋二

所沢市議会の議会改革のあゆみは「議会基本条例制定」過程を通じ、また制定をもって始まったといっても過言ではないと思います。

平成 20 年 6 月に議会基本条例制定に関する特別委員会が設置されて、平成 21 年 2 月に条例制定され、3 月 3 日に施行された訳ですが、議会報告会や自由討議など新しい試みもありましたが、長年議会運営委員会で議論してきた一般質問の一問一答もなかなか全会一致になりませんでした。条例に入れることにより、実現したことは意味あることでした。そういう意味では所沢市議会史上画期的なことだったと思います。

その後、具体的に条例施行をしていく内に議会運営委員会の各会派の意見の集約など議会報告会などを通じ、各会派の意思決定過程にも影響があったのではないかと思います。

制定後 6 年経過し、議会基本条例改定に関する特別委員会では、委員会構成会派から改正案がもち寄られましたが、全会一致ということで、通年議会が盛りこめなかったことが残念でした。しかし、委員会の運営に政策立案、政策提言を義務化したことや、広聴広報機能の強化を明文化したこと、議会事務局の機能強化が盛りこまれた事は意味があったと思います。さらに新規規定として、災害時の議会对応、他自治体の議会との交流及び連携、議会事業及び議会改革の評価などが追加されました。しかし委員として改正に関わらせていただきましたが、通年議会や自治法がらみのまだ足りない部分もありますので、これからも公聴会や市民により開かれた過程で、改正がなされていくことを望みます。

議会基本条例制定 10 周年を迎え、今後益々、この議会基本条例が議会の金字塔として所沢市議会の議会改革が進むことを願って止みません。そのためには議員 1 人 1 人の不断の努力と研鑽が求められるのは言うまでもありません。

常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営をこれからもめざし、条例条文に魂をいれるべく努力することをお誓いし、議会基本条例制定 10 周年記念に向けての言葉に代えさせていただきます。

## 議会基本条例制定 10 周年を迎えて



福原浩昭

所沢市議会の一般質問における質問方式は、所沢市議会基本条例（以降は同条例）制定前までは他議会でも多く採用されていた「回数限定方式」あるいは「一括質問方式」でした。この方式だと、質問を聞かれる市民はもとより出席している他の議員においても、論点や質問と答弁の流れがわかりづらい点が多く、「一問一答方式」採用の必要性を感じていました。

そのような中、代表者会議による議会改革の先進自治体議会への視察や協議を進められていく中、条例制定により議会のルールを取り決めるべく「議会基本条例制定に関する特別委員会」を設置、小職も委員に加えて頂きました。

その当時は初当選後の間もない時期でもあり、条例制定による議会改革への取り組みについて、いわゆる過去のしがらみが無く、それまでの議会運営に関する違和感がない審査に臨むことが出来ました。議会基本条例は栗山町議会が初めて制定された平成 18 年、あるいは 3 年後に所沢市議会が制定した平成 21 年当時は、議会基本条例を制定されている地方議会はまだまだ少なかったようですが、今では約 50%以上の地方議会において制定されているようです。小職が所感する同条例の中で、特徴的な条項が「議会評価」、議員間による「自由討議」と改選ごとの「見直し規定」です。特に「議会評価」については、民間 I T 企業で 25 年間仕事に携わってきた感覚からすると、P D C A サイクルはごく当たり前のことでしたが、条例制定審査当時は、行政でも計画制定（Plan）は大変多いものの、実施（Do）した客観的検証（Check）とそれに対する改善（Action）へ取り組む事業が少ないように思われましたし、議会においても同様のイメージが否めませんでした。

そこで行政に対しては小職からも一般質問や決算特別委員会審査などにおいて、事業の P D C A サイクル化と市民公開への徹底を求めました。また、議会の事業評価の仕組みについては、平成 25 年に「所沢市議会議会評価実施要綱」が策定され「議会評価」の運用が始まりました。その後、「見直し規定」により平成 27 年に設置された議会基本条例改定に関する特別委員会と議会運営委員会において、実状の運用に合わせた改正をすべきとの協議から「議会評価」が条項に盛り込まれ、現在に至っております。

さて、同条例に関連した議会改革全般については、傾向的にみると財政力が弱い自治体から広がっているようです。それは、住民や事業者からの納税とそれらを財源とした行政の事業執行について、今まで以上に住民と向き合わなければ自治体財政が立ち行かなくなる時代がくるのではないかと思うからです。所沢市においては財政力が決して悪いわけでは無いが、これから先 10 年 20 年後の社会構造を想定すれば、議決機関の議会と住民との意見交換は、さらに重要になることが想定されます。しかしその時は、住民の考えも思いも多様であることから、住民間討議による住民同士の合意形成などを進める時代がくるのではないかと思います。

時代は常に変化しております。現在議会改革については、議会運営委員会で協議しています。しかし今後は、議会運営委員会において山積している議会運営に関する協議に特化し、議会改革については、これからのあり方をさらに継続的定期的に協議ができる場とするべく、仮称「議会改革に関する特別委員会」設置を検討しても良いのではないかと思います。その際には、まず制定後 10 年間の議会改革の活動についての総括を丁寧に行い、改善すべきは抜本的に改善しても良いと思います。最後に、今回の同条例 10 周年記念事業記念誌寄稿の機会にあたり、同条例前文にある「議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の付託に応えられる議会」を目指し、所沢市議会議員の一人として新たに決意致します。

## 「所沢市議会基本条例」制定 10 周年を迎えて



植竹成年

所沢市議会基本条例を制定し、10 年が経とうとしているが、所沢市議会の議会改革は終わりを迎えているのであろうか。

関東学院大学准教授の牧瀬稔氏は、現在までの議会改革の評価として、「全国で 800 を超す議会が基本条例を制定するなど、この 10 年で議会改革は確かに進んだ。住民が気軽に議員と話せるようになったり、議員提案の政策条例が増加するなど、一定の成果はみられる」とコメントしている。

はたして所沢市議会はどうであろうか。

横浜市会は去年 6 月、議員提案による「横浜市国際平和の推進に関する条例」を全会一致で成立させた。広島市や長崎市と共に国連から「ピースメッセンジャー都市」の称号を受ける横浜市だからこそ、条例の成立に至った。この条例をもって、横浜市会は過去 10 年間に制定した議員提案条例は 17 本となる。所沢市においては、私の記憶が正しければ過去 10 年間に新規に制定し今もなお残っている議員提案条例は 2 本である。

牧瀬稔氏はさらに、「議会の中には『議会改革の日常化』という現象も生じている。日常化を招いてしまう原因は、議会がこれまでの改革を評価していなかったり、『何をもって議会改革が進んだのか』が曖昧だからだ」ともコメントしている。

所沢市議会においては、これまで「議会改革評価」及び「議会事業評価」については、大学の先生や知識経験者等で組織する政策研究審議会を設置しているものの、議会運営委員を中心に自己評価的な形で行っているが、明確な目標設定等はいわれない。

同志社大学大学院教授の新川達郎氏は、議会改革が進む議会と進まない議会の違いについて、「基本は、議会そのものが持つ意識や文化、個々の議員の考え方、議会を取り巻く住民の意識がうまく絡んで働かないと改革は進まない。議員が住民代表として地域全体を考えて議会のあり方を模索するだけでなく、議会としての改革意欲が重要だ」とコメントしている。議会改革のデパートと評される北海道芽室町議会で、議会改革は「住民参加」と「情報公開」を柱に、議会のあり方や政策を住民に提案してもらった「議会モニター」や、議長の諮問を受けて住民代表が提言する「議会改革諮問会議」、住民との意見交換会を実現してきている。さらに、全ての会議のネット中継や通年議会の導入など、昨年までに 22 の改革を進められたという。

所沢市議会ではこれまで、住民に議会が身近なものだと感じて頂くために年 4 回の「議会報告会」を実施し、さらに、若い世代にも議会に触れて頂くとう「みみ丸カフェ（2016/2018）」を開催してきた。しかしながら、芽室町議会でやっている「議会モニター」といったものについては、平成 27 年第 2 回定例会最終日に設置された「議会基本条例改定に関する特別委員会」において、委員会を 10 回開催し議論を尽くした結果、議会モニター制度に関する規定及び通年議会に関する規定を定めるまでには至らなかった。

議会基本条例を制定し、所沢市議会は確実に議会改革を進められてきていると実感はしている。例えば、「市政に対する一般質問」の場で一問一答方式の導入や「政策討論会」の開催、委員会における自由討議の実施等、多くの改革が実現しているところであるが、先に述べたとおりまだまだ実施すべき取り組みや課題といったものが存在していると感じるところでもある。

まとめに入るが、所沢市議会基本条例を制定したこの 10 年は、ジャンボジェット機が大空へ飛び立とうと滑走路を走る時のように、議会改革に向けた助走期間であって、所沢市議会の改革はこれから飛び立ち始めるのである。と考える。

## 議会基本条例制定 10 周年に寄せて



亀山 恭子

議会基本条例制定 10 周年、心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。制定時に携わった先輩議員や関係者の皆さまには、心より感謝申し上げます。

私は、議会基本条例の制定後に選挙で初当選をさせていただきましたので、制定前と制定後の違いが実感としてよくわかりません。何といても制定後の現状が「最初から、そういうものである」という認識でした。

なぜ、そういう改革が必要だったのか。自治基本条例が制定する前にどうしても策定したかった。との熱き思い。制定されるまでのご苦労をお聞きする度に本当に気概をもって取り組まれたのだと時を経るごとにあらためて思い知らされます。したがって、制定時に関わった先輩議員との温度差を感じるのは、否めません。

議会として議会基本条例が形骸化しないために議会運営委員会、広聴広報委員会、それから、会派としても積極的に他自治体の取り組みを参考とし、改革を前に進めるために、視察に行き勉強してまいりました。私にとって他自治体からの視察の受け入れを担当させていただく機会を得たこともモチベーションを上げる機会となりました。議員となってから定数削減、政策討論会、みみ丸カフェなど新しい取り組みもはじまりました。

私は、就職、結婚、子育てとライフステージが変わるごとに行政、政策、政治が生活に大きく影響を及ぼすと感じるようになりました。きっと市民の皆さまも多かれ少なかれ感じていることでしょう。そこで、もっと知りたいと思うか、もういいやと思うかで大きな分岐点になってしまいます。どう市民にアプローチしていくか。私たちの努力となります。

さて、議会改革が求められる背景には、議会の役割、存在意義や議会の活動内容が市民に十分に伝わっていないため。また、分かりづらいという事もあります。そのうえ、一部の議員による不正などがクローズアップされ、議員に対する不信感をぬぐえない現状もあります。その打開策として議会の情報発信の強化、市民との対話や充実した議会運営。更には、首長と執行機関に対してチェック機能を果たすだけでなく議会主導の政策を立案して立法する機能も求められています。

表面的な可視・不可視を超えて白昼の空にも星があるように、事象を「どう認識し、判断するか」そのまなざしの確かさが問われています。とにかく、議員力を高めることがより良い方向へ議会改革が進むことになると思いますので一層、努力してまいります。

## 「所沢市議会の議会改革はこれほどにも

### 動きが早いのか」実感した議員一年目



石原 昂

この度の、議会基本条例制定 10 周年の記念冊子に寄せて一期目の 4 年間で議員として経験したことの中から、議会基本条例の理念を実感したことを書き残したいと思います。

市議会の改選後に改定される議会基本条例ですが、2015 年に設置された議会基本条例改定特別委員会には私も委員として参加いたしました。市議会に初当選して一年目のことでした。議会基本条例の制定当時に関わった訳ではない中で、このように一年目から議会改革の実務を担当させていただくという貴重な機会であり、そして条例改定の委員としての大きな責任に始めは戸惑っていたことを覚えています。しかしながら、議会基本条例改定特別委員長を務められていた西沢一郎委員長から「純粹に新人としての意見を聞かせてほしい。」と言われたことにより、所沢市議会の先輩議員の懐の深さ、また議会改革への熱意、本気度を感じました。そして、2015 年の議会基本条例改定作業に関わって以来、条文の文言を変えただけではなく、議会として実行していくという事を経験いたしました。

政策討論会を委員会としても開催できると改定した点については、初の委員会としての開催となった市民文教委員会主催での文化財行政に関する政策討論会に副座長として参加するという機会に恵まれました。常任委員会として調査・研究を行ってきた分野で、より専門性の高い討論会の実施、政策形成サイクルの充実へつながったことを実感しています。

また、広聴広報機能の強化という点については、ちょうど広聴広報委員会の委員を務めていた時期でもありました。印象深かったのは、「市議会だより」の全面リニューアルです。

他市事例の研究、市役所ロビーでの来場者アンケートを行い、画期的にも議会マスコットキャラクターの名称公募を行い、デザインや写真が得意な事務局職員の方のご協力をいただきながらひとつひとつ議員間で議論をして、新しい「市議会だより」が作り上げられました。さらに広聴機能の拡充としては、第一回みみ丸カフェに参画したことも有意義な経験でした。初開催ということで、企画や運営の方法など、ゼロから作りあげていく困難もありましたが、今まで市政に興味をあまり持たなかった方々を少しでも市政、議会に関心をもっていただくということに貢献できたのではないかと感じます。

こうして議会改革に関する新しい取り組みを経験して感じたことは、旧来であれば市民から議会にアクセスするということが一般的でしたが、これからの時代は議会の方から市民へ積極的にアクセスしていくことが必要であるということです。

2019 年の 4 月にはまた市議会の改選がありますが、その後は議会基本条例の見直し作業が控えており、さらに議会改革が進むものと考えます。私が必要であると感じる分野は、若者世代がいかに市政や議会に興味関心を持ってもらえるような仕組みが作れるかということです。投票年齢も引き下がった今、私達市議会も色々と取り組みにチャレンジしなければならないと感じています。

## 議会基本条例改定における雑感



入 沢 豊

議会基本条例改定に関する特別委員会が平成 27 年 7 月～28 年 6 月まで行われ、私は副委員長として関わった。

改正点は、議会事務局の機能の強化、広聴広報委員会の明文化、災害時における議会活動、他の自治体議会との交流、政策討論会、委員会の政策提言についてであった。

実際は、各会派から多くの改正提案があったが、全会一致しなければ決められないということで前述の記載の通りの改正におわったといえる。

今振り返ると、広聴広報委員会については、常任委員会ではないので、「広聴広報に関する会議体」にするべきとの主張を私自身がしたわけであり、こうした記載になった。今となっては、反省する次第である。

あれから、2 年以上経過するわけだが、議会内の様子もすっかり変化し、この当時の議論が、はるか昔のように思えてならない。

今や、政策討論会も委員会で競うように開催され、委員会の政策提言も当たり前のように行われる。当時は、政策討論会やましてや提言をすることに消極的な印象を持っていた。それが、正副委員長会議もことあるごとに開催され、そこでは常任委員会のみならず、特別委員会までも A3 版のエクセル文書で委員会ごと活動の様子が比較される。まるで、模試の成績表のようである。選挙の洗礼を受ける、議員という職業柄か、偏差値のように比較をされるとなんだか熱くなってしまうのも、性といえよう。議会改革を進めていくことで、1 時間の会議が、5 時間になったり、1 日で済んでいたものが、5 日になったりする。手間がかかることであるが、これで会派を超えた議員同士が、勉強し合い、政策提言へとつなげていく様を見るにつけ、他の自治体議会と比較しても所沢は全国的にみても、クオリティが高いと思わざるを得ない。それを無駄な努力である、思うのはまさに、今なお全国に蔓延っている、古い地方議員像そのものであろう。市民生活の向上に直接、どう関係していくかは、別にして、歳費をいただいて仕事をしている身としてはそれだけでも良いことであると思う。

そもそもが、二元代表制を標榜し、執行部と議会は車の両輪であると称される。しかし、現実には、議会側は予算権がないので、執行部からでてきた議案をチェックするだけで、政策や事業を提案することも実際は困難であるのが、現状である。

その中で少しでも、「議会力」を向上させるための一つの大きなツールが、議会基本条例であるといえる。とりあえず、議会改革に関する事項を条文化してしまえば、止めようとするマイナスのベクトルを少しでも進めていくことができるわけだ。とはいえ、政策討論会を開催し、またはそこでの議論を踏まえ、政策提言を行う。これが実際、どう執行部へ影響し、事業として、結実化していくことはまだ分からない。私は、当時の改定時、マイナスのベクトルを働かせてしまったが、次期は、改定に向けて積極的な姿勢で臨みたい。

## 議会基本条例の制定によって「先進的な議会」になった！



杉田 忠彦

私が市議会議員になったのは、平成 19 年 4 月の時で現在 3 期・12 年目を迎えています。議会基本条例の制定から 10 周年ということですが、1 年間かけて準備をしていますので、11 年前から協議が始まっています。まさに私が議員になってから基本条例とともに成長をさせていただいたと思っています。

題目に書きました「先進的な議会」とは、日経グローバル誌に掲載された「議会改革度ランキング」で、所沢市議会が全国 814 市区議会のうち、第 6 位（平成 24 年度）にランクされました。この第三者機関から評価されたことから言われています。

そして、「先進的な議会」として、この評価を見て他市議会から「自分のところでも議会改革を進めたい」という事で、所沢市議会へ視察に来てくれるようになり、毎年 30 箇所以上の議会が訪れてくれるようになりました。これは、大変誇れる事だと思います。

また、所沢市議会では、この議会基本条例が形骸化してはいけないと、毎年検証をすることとし、出来た事、出来なかった事をはっきりさせ、評価をしてきました。これにより、出来なかった事に対して次の年度では出来るように努力をしてきました。その結果、すべての項目において 1 度以上実施できました。

具体的な取り組みとして、平成 21 年 6 月より一般質問における一問一答方式を導入しました。次に平成 22 年 5 月より議会報告会を開催するようになりました。これは、今でも続けていて、年 4 回議員 1 人 1 回ずつ必ず参加で実施しています。次に平成 24 年 2 月より政策討論会を毎年開催しています。

この他、インターネット中継、専門的知見の活用、広聴広報委員会の設置、みみ丸カフェの実施、議場コンサートの実施など多くの事業を実施してきています。

こうした取り組みによって、市民の皆さんが議会を身近に感じていただけるようになったと思いますし、議会に対する満足度も少しずつではありますが、上がってきているものと感じています。また、議員の方々も議会報告会や政策討論会等に向けては、かなり準備を重ねて望んでいますので、スキルの向上や議員活動に大きく役立っていることを感じます。まさに、議会基本条例の制定は、議会の活性化と市民の関心を高める事に大変貢献をしているものと思います。これからも、さらに議会改革を進めることによって、市民満足度が上がる市議会にしていきたいと思っています。

## 「議員定数のあり方の審議会」を設置して定数の根拠を定めた



浅野 美恵子

議会基本条例が制定され、会派を越えた議員活動が行い易くなったと私は実感している。その1つが「所沢市議会議員定数条例の一部を改正する条例」制定だ。議員定数は、選挙の公約にもなる。上位当選をするだろう議員は、削減に同意できても、順位が下位の議員にとっては、そう簡単に同意できる事ではない。しかし、中には「定数削減」を大きく訴える候補者がいる。定数削減を訴える事で、共感する市民の方々がその候補者に「1票」を入れる。訴えない候補者よりも票を獲得する事が可能になると推測される。でも、当選後、その議員の公約は実現したのか？ 実現できていない。それは、「議員定数」は、言うまでもなく条例で定めているからだ。削減条例案を提案して、可決しなくてはならない。条例を定めない限り議員定数を変える事は出来ない。公約通りに議員定数削減の条例案を作り議会に提案した議員は今までいない。

平成 23 年 5 月施行の地方自治法の一部改正で、国により地方自治体議員定数の法定上限が撤廃された。それにより当市の「定数 36 人」の理由を市民へ説明する責任が、議会に求められる事となった。そんな時期の平成 23 年 4 月改選後の 6 月議会で私は、「議会運営委員会」の委員長になった。多くの議員から「次の選挙に近づくと定数削減！」と、個人的に訴える議員や候補者が恒例で出てくるから、選挙が終わった今すぐに、審議会を設置して諮問し早く答申をもらい、条例化する事が必要だと言われた。私は大舘隆行副委員長と相談をして、客観的な審議が必要なので所沢市議会基本条例第 23 条（附属機関の設置）の規定に基づき、審議会設置を目指し動いた。平成 24 年 2 月にやっと全委員合意の上で「議員定数のあり方に関する審議会」設置が実現した。審議会委員は、有識者として廣瀬克哉氏（法政大政治学部教授）・江藤俊明氏（山梨学院大法政学部教授）また知識者として 2 つの市民団体代表者 2 名に・公募市民は 5 名の応募が在り、慎重な人選作業によって 1 名決定した。有識者と公募市民はすぐに決まったが知識者の選定に当たっては委員長に一任されたので苦勞をしたが、当時の中村太議長に相談して、削減に賛成の方 1 名、反対の方 1 名に絞り直接お願いに行った。今となっては懐かしい思い出だ。その後 6 月に議運委員長が西沢一郎議員に交代したが引き続き議運で審議会に多くの資料を提出し、5 月、7 月、10 月の 3 回の審議会を実施し、6 月に全議員へのアンケート調査及び 4 つの常任委員会等の正副委員長からの個別ヒアリングを実施する等、慎重な審議が行われ、11 月に定数の根拠理由を含めた答申が出た。答申を踏まえ、パブリックコメント、及び公聴会を実施し、最終的な議員定数条例改正案を決定した。内容は「①議員定数については、現行の 36 人を 37 人とする ②当面の情勢下の政治的判断として一常任委員会 8 人、議長を加えた 33 人を下限とする事が望ましい」。平成 25 年 3 月議会で議員提出議案として提出され「賛成 27 票、反対 8 票」で可決した。そこで、平成 27 年度の選挙から「定員 33 人」となった。議会基本条例があったからこそ「所沢市議会議員定数条例の一部を改正する条例」を制定できたのだ。



## 所沢市議会基本条例制定 10 周年に寄せて



吉村 健一

平成 21 年 2 月「所沢市議会基本条例」が制定され、間もなく 10 周年の節目を迎えます。議会基本条例制定に関する特別委員会が平成 20 年 6 月に設置され議論が開始されましたが、私自身はこの委員会のメンバーではなく、直接議論に参加することはありませんでした。しかし、平成 26 年 6 月から 1 年間ではありますが、議会運営委員会の委員長を務めた折、数多くの議会からの視察受け入れを担当させて頂きました。そこで、条例制定までの経緯や制定後の取組等を説明する中で、改めて自分自身が勉強する機会を与えてもらったような気がします。

私は平成 19 年 4 月の市議会議員選挙で初当選以来、3 期 12 年間で過ぎようとしています。当時を振り返ると、北海道栗山町で平成 18 年に全国に先駆けて議会基本条例が制定され、他の地方議会への広がりや議会改革の流れが加速しているときでした。また、後の平成 23 年に施行されたのですが、「所沢市自治基本条例」の制定を公約に掲げた新市長が誕生したことも議会側の制定に向けた議論を始めるきっかけになったのではないのでしょうか。

議会基本条例制定過程では、パブリックコメントや公聴会など、当時考えられる市民参加の手続きが実施され、この制定作業が議会改革そのものだったと感じています。条例制定後には、定例的に「議会報告会」や「政策討論会」を行うなど、市議会と市民との接点が増え、自分自身がしっかり説明や議論が出来るようにと、緊張感を持つようになりました。一般質問では、ほとんどの議員が「一問一答方式」を採用し、委員会の審査では、議員間の自由な議論が出来る「自由討議」も行われるようになりました。今では、モニターやタブレットといった I C T の活用も積極的に行われています。これらは、私が初当選した当時に比べ格段に進歩したと言えるでしょう。

もう一つは、議会の附属機関として第三者機関を設置できることです。このことについては、議員報酬や定数の削減を公約にする候補者が時々いますが、このような議員自身に関わる事柄について、第三者の意見を聞くことが有効だと感じます。平成 23 年の地方自治法改正により議員定数の法定上限が撤廃され、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に委ねることになりました。所沢市議会は、平成 24 年 5 月有識者 5 名による「所沢市議会議員定数の在り方に関する審議会」を設置し、議員定数の算出根拠などについて諮問、答申をもらいました。議会としては、この答申を参考にし、定数を本則で 37 人としながらも、附則で当面の間 33 人とする条例改正が行われたのです。本会議での採決の際、賛成の立場から討論の機会を頂いたことは、今でも忘れられません。

さて、確かに議会基本条例制定前と後では、大きく改革が進んだことは事実でしょう。しかし、議員自らの改革意識を忘れてはならないし、いくら立派な制度を作っても、時に形骸化し有名無実になってしまうことは、よくあることです。私の好きな言葉に「桜梅桃李」があります。これからも改革の流れを止めることなく、互いに切磋琢磨し、所沢市議会の 33 人 33 色それぞれが、「桜梅桃李」の言葉の如く、考え方や個性の違いを生かしながらも、さらに議会改革を進めて行きましょう。

## 所沢市議会基本条例制定 10 周年を迎えて



西 沢 一 郎

所沢市議会基本条例は、全国で 32 市町の先行事例しかない中で議員が手作りで作り上げたものです。その制定意義、目的は前文の「議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。」に込められています。

平成 20 年 6 月定例会で発足した「議会基本条例制定に関する特別委員会」で協議が開始され平成 21 年 3 月定例会において全会一致で成立しました。他市では数年かけて議論され、ようやく成立にいたる事例が多い中で、当市議会ではわずか 9 か月で成立に至ることができたのは、「結論をいつまでに得る」という工程表をつくり、これを委員会です承を得ることから始めたことにあります。

また、第 6 条に「議会は、本会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。」第 8 条「議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続（パブリックコメント手続）を行うことができる。」と規定したことから今回の条例制定過程でパブリックコメントや公聴会を実施したことは全国の市議会でも、あまりない試みでした。この時以降、工程表の作成、パブリックコメント、公聴会の実施は所沢市議会の文化として根付いていきました。

また、第 24 条（旧第 23 条）に「議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。」と議会でも審議会のような附属機関を設けることできる規定を設けました。地方自治法には「執行機関に附属機関を置くことができる」とだけ規定されていることから通説では、議会に附属機関は設置できないと解釈されてきました。しかし、三重県議会は、地方自治法は議会の附属機関を否定していないと解し議会基本条例に「議会に附属機関を置くことができる」規定を設けました。この先行事例があることから所沢市議会でも附属機関規定を定めることとしました。

平成 23 年 5 月、地方自治法の一部改正が行われ議員定数の法定上限が撤廃されました。このことは、地域の状況に応じて市町村が条例で議員定数を定めることができるようになったということであり、定数の根拠を示すことが意味を持つようになったということです。

このことから、所沢市議会の議員定数についてもその算出根拠を示す必要性が生じ、市議会としては客観性を持たせる意味で議会基本条例第 24 条（旧第 23 条）に基づき第三者機関として「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」を設置、所沢市議会にふさわしい議員定数とその根拠を審議していただきました。審議会からは「議会活動の充実という観点から常任委員会数と委員数で定数を算出。常任委員会数は 4、委員数 8 人から 9 人 + 議長が妥当」という答申が出され、「議員定数は 37 人、経過措置として 33 人」とする定数条例の改正を行いました。

他自治体が議員定数削減を行うなかで定数の根拠が示された例はほとんどなく、市民の理解を求めるためには、今回のような第三者機関に議論を委ねることは有用な手段であることを痛感しました。

ある酒造会社の企業精神は「やってみなはれ」だといいます。所沢市議会も一般質問における一問一答、議会報告会、政策討論会など新しい取り組みに挑戦をしてきましたが、「やってみなはれ」的文化がこれらの挑戦を後押ししてきました。これからも新しい取り組みに臆することなく「とりあえず、やってみよう」精神で議会改革に挑戦してまいりたいと思います。

## 所沢市議会基本条例の進捗管理



村上 浩

議会基本条例制定直後の議会運営委員会の委員長として取り組んだ1年間を回想しながら、議会基本条例制定10周年をお祝いしたいと思います。

議会基本条例は平成21年2月26日に全会一致で可決、同年3月3日に施行されました。所沢市議会基本条例は議会改革を具体的に進めていくために制度設計された条例で理念条例ではありません。

各条項には、所沢市議会独自の取組を始め、全国トップレベルの改革ツールが全部で23の条項に列記されています。この条項を一つひとつ取り組んでいく、更なる充実を図っていくことが所沢市議会の議会改革であり、市民の皆様に対する「改革の見える化」に繋がっていくことになるかと私は考えています。

所沢市議会基本条例の進捗管理は議会運営委員会が担うこと、とされました。議会基本条例施行後の平成21年第3回定例会6月議会において、議会運営委員会の委員長を拝命致しました。委員長の責任は大変重く、基本条例を絵に描いた餅にしてはならないとの強い決意で議会改革に取り組んだことを記憶しています。

私は任期1年間に取組むべき項目について工程表を示し、やるべき改革を共有するところから始めました。10項目の検討課題を一覧表にまとめ、平成21年7月から平成22年4月までのスケジュールを明確にして進めて参りました。

先ず一般質問の質問台の設置に取り組みました。福井市議会では議員席の中央最前列を質問席とし、80万円の予算をかけ質問台を設置しています。補正予算を組むことなく軽微な予算で質問台を作れないかを議会事務局に相談致しました。検討の結果既存の修繕予算を活用して安価で質問台の設置が可能となったことから、代表者会議・議会運営委員会の議論を経て、委員長就任3ヶ月後の9月議会から質問席からの一問一答方式（当初は3回まで）がスタートいたしました。

その他、常任委員会の会議録をホームページで公開（情報公開第3条）、（仮称）まちづくり基本条例市民検討委員会との意見交換会（市民参加及び市民との連携第6条）、建設水道常任委員会で都市計画における道路網の調査（専門的識見の活用第23条（旧第22条））など基本条例に掲げた条項について、各議員、議会全体の改革に対する強い一念と信念に基づいて取り組んだ結果、9つの条項について実施することができました。委員長任期最後の仕事として、議会改革全体の進捗度をチェックできる議会改革評価表の策定を提案、制度化し委員長としての1年を締めくくりました。

最後に議会基本条例制定10周年に当たって、所沢市の議長任期について個人的な考えを述べておきたいと思います。

地方自治法第103条第2項で議長の任期は議員の任期とする、すなわち4年と定めています。ところが人口30万人規模の自治体の66.7%（全国市議会議長会調査、平成27年12月31日現在）の議会では議長は1年ごとに交代しています。所沢市議会も「一身上の都合により」という理由で議長・副議長が辞職するという慣例になっています。以前には、議長選挙に伴い常任委員会の委員長（任期2年・委員会条例）もその都度変わってしまった時がありました。議会選出の監査委員（任期4年・地方自治法）も事実上1年で交代している状況です。議長、副議長、委員長、監査委員等が任期期間中、目的をもってその重責・職責を果たしていくことこそが、議会改革のはじめの一步ではないかと考えています。

今後、議長選挙の透明性や希望予定者の所信表明の公表など、議会改革の一環として議論していく必要性を提起して記念寄稿を終わります。

## みらい対応へ 切磋琢磨



越阪部 征 衛

忘れてはならないことがあります。

「市議会は市民の幸せのためにある」

所沢市議会は 1997 年（平成 9 年 3 月）に全国に先がけて、議員提案による「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」を制定しました。

つながりとして、当市議会は平成 17 年 12 月に「まちづくり基本条例に関する特別委員会」を設置し、これが「所沢市自治基本条例」制定へと進展しました。

＜ポスト平成、有権者はどこに向かうのか＞

平成の日本政治には二つの特徴があるという。まず政党の党員が減少するなど活動が停滞しています。政党そのものが弱体化しました。もう一つの特徴は、より深刻で、これまでの政治活動を支えてきた既成団体の組織率が軒並み下がりました。自治会や農業団体、経済団体、労働組合など、かつての日本の有権者を束ね、政党へつなげていた各団体が平成の 30 年間で大きく崩れてしまったわけです。

＜判断力が問われる＞

昭和は高度経済成長期で、自分の所属する組織や団体の推す候補者をまとまって支援をせざるを得なかったわけです。平成に入って有権者の「政治的自我」が芽生え、無党派層が広がりました。それは個々の判断力が問われる時代になったわけです。

背景には、工業社会から脱工業社会になったことです。

人々のライフスタイルや働き方が多様化し個人の志向もばらばらになりました。

既成の団体が支援を失う一方で、どの組織にも加入しない、政治に無関心な有権者だけではなく、政治的な関心はあるが、支持政党を持たない層も含む「無組層」「無党派層」は 4 割を超えています。

＜地域・会社→個人＞

もうひとつ、家族形態の変容です。中でもひとり暮らしの急増であります。地域の結びつきが弱まり、会社は社員を昔ほど支えきれなくなり「高齢者の単身化」が進む社会になりました。戦後、昭和期の後半に地域や家族の関与に不満を感じて解体してきたからでしょう。

以前のような地域や家族のあり方には戻れません。家族があってもなくても「ひとり」を前提にした新しい「つながり」を私たちは必要としているのです。

そのあり方、対応策が求められているのです。

## 議会基本条例制定 10 年目を迎えて



桑 畠 健 也

所沢市議会は、この 10 年間で明らかに、確実に変わった。大きく変わったのは、議会と住民との関係だ。組織としての議会が、住民の皆さんから様々なご意見をいただくルートを確立し強化した。例えば、議会報告会での住民の方々との意見交換。あるいは、請願審査時における、請願者からの意見陳述。みみ丸カフェの開催、などだ。組織改正も行い、議会報図書室委員会を広聴広報委員会に名称変更した。

ただ、残念ながら、そのことが住民の皆さんに伝わっているか、あるいは住民の皆さんの福祉向上にダイレクトにつながっているかといわれれば、この点は、まだまだ不十分だ。そのことを表しているのが市議会議員選挙にける投票率の変化である。議会改革の成果指標としては、市議会議員選挙投票率が測定可能で重要な指標の一つであると私は考えている。

議会基本条例が制定されて 10 年の間に 2 回選挙があった。平成 21 年 3 月 3 日に議会基本条例が施行。以降、平成 23 年市議会議員選挙の投票率は 41.18%、平成 27 年の投票率は 39.76%。残念ながら、市議会議員選挙投票率の長期低落傾向に歯止めはかかっている。やはり、依然として、市議会の活動についての評価と関心が低いことは否定できない事実である。一方で、市議会議員の位置づけが変化してきていることも、投票への関心を失わせている要因であることも切実に感じている。

市議会議員が、地域への利益誘導の代表者としての側面があった時代には、市議会議員の存在証明は比較的容易であったように思う。しかし、インフラの整備もある程度進み、福祉関連の経常的経費が財政の自由度を奪いつつある今日において、地域への利益誘導は簡単ではない。現在は、地方議員のなり手不足も問題がクローズアップされたこともあり、少し沈静化しつつあるが、特に、平成 27 年の統一地方選挙前に、全国の市議会は、住民からの、議員定数と報酬の削減ムーブメントの暴風にさらされることとなった。

地方公共団体の人口規模による議員定数の上限設定が平成 23 年の地方自治法改正で廃止されたこともあり、定数の設定は、議会の裁量に委ねられることとなった。

平成 27 年の選挙までに、3 名減の実質的な定数の削減を行った。定数については、「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」を設け、削減ありきで議論するのではなく、市議会にとって市議会が住民代表として過不足なく機能を発揮するための定数は何人必要か、という議論を進めた。結果として、附則で当面の間 3 名減とするものの、議員定数条例本則では 1 名増とする改正案とした。

この一連の対応こそが、議会基本条例制定以降の議会改革の成果といえる。審議会は、議会の附属機関として設置された。所沢市議会では、第 24 条（旧第 23 条）に附属機関の設置条項を設けた。この条項を根拠として、審議会は設置された。

審議会では、のべ 3 回にわたって行われ、2 回目には、5 つの各常任委員会の委員長副委員長それぞれ 10 名に対するヒアリングも行われた。また全議員に対するアンケートも実施された。答申については、別記の通りであるが、全 32 ページにわたっている。

答申に基づく、定数条例の改正にあたっては、意見提案手続（パブリックコメント）及び公聴会を実施した。この一連のプロセスこそが、所沢市議会の大きな変化である。まだまだ、不十分な点もあるが、住民の皆様との関係を構築するための道具立ては整いつつある。今後は、いかにこの道具をさらに磨き上げて、使いこなしていくかが課題である。

## 立法機関としての議会



中村 太

「市議会は、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を十分発揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指さなくてはならない」。

所沢市議会基本条例前文の一部である。

10年前、同条例の検討のために設置された議会基本条例制定に関する特別委員会の委員となり、素案策定を行なった際、委員各位の同意を得て、「立法機能」という文言を盛り込んだ。この文言の入った議会基本条例は全国にそう多くない。日本国憲法が国会を「(唯一の) 立法機関」と規定している(41条)一方で、地方議会を「議事機関」としている(93条)ためだろう。「議事機関」とは何かについてここで詳細は述べないが、私は、議会は立法機関であって、この機能を発揮してこそ、市民に信頼される議会になり得ると常々思っている。制度的にも、地方自治法は、条例の制定・改廃を議会の権限とし(96条)、普通地方公共団体の長を執行機関として位置づけている(138条の2、138条の3等)。あたりまえだが、長に条例提案権はあるが、条例制定権はない。こうした意識を議会・議員がもつことが重要だ。

地方分権一括法の施行は、条例制定権の及ばなかった(すなわち、議会が関与できなかった)機関委任事務を廃止し、議員の議案提出要件を議員定数の8分の1以上から12分の1以上へと緩和した(112条2項)。現在では議会内に設置された委員会にも議案提出権を認めている(109条6項)。議会がもつ立法機能の拡大と発揮は時代的な要請ともいえるだろう。

予算提案権のない議会が地域独自の新たな政策の実行を執行機関に義務付けようとするれば、条例制定以外に方法はない。執行機関への決議や質問・質疑に対する答弁に拘束力はないからだ。しかし、残念ながら、議会基本条例制定以降に成立した議員提案による政策条例は、平成26年に制定された所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例の1件のみである。むやみに条例を制定する必要はないが、10年間に1件ではさすがに少ない。前文に掲げた立法機能の発揮という点からは、議会改革もまだまだという印象だ。議員提案の条例制定には当然多くの困難がともなう。思想・信条の異なる議員間による合意形成の難しさはもちろん、議会を支える政策法務スタッフの不足、市民参加、執行機関との調整、「与党・野党根性」、長の再議権等だ。

翻って、本市議会の過去を振り返ると、平成9年に制定されたダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例は、議員提案による地域独自の条例として、多くの地方自治関連書籍にもとり上げられる先進事例となっている。所沢市自治基本条例や直接請求に端を発した防音校舎の除湿工事(冷房工事)の計画的な実施に関する住民投票条例の審査の際に行なわれた議員間での修正協議も記憶に新しい。

条例策定には議員間の熟議が重要となる。執行機関に質問すれば条例案ができるわけではないからだ。

常任委員会も活性化している。明示的な制度ではないものの、各委員会はそれぞれテーマを掲げて所管事務調査を行っており、執行機関へのヒアリングや現場視察だけでなく、参考人招致、専門的知見の活用、自由討議、各種団体との意見交換も盛んになってきた。議会が条例を制定するための土壌は整いつつある。

議会基本条例が制定され、10年が経った。以上をふまえ、私たち議員は議会のもつ本来の立法機能を自覚し、条例制定をおそれず、市民や執行機関に向き合う必要がある。「市長に恥をかかせる」等の意識は無用だ。そもそも議会が立法機関なのだから。

## 所沢市議会基本条例制定 10 周年記念誌の発刊に寄せて



秋田 孝

私はこれまでの議員活動の中で、議長職を2度拝命いたしました。1度目は平成19年5月～20年6月、2度目は平成21年6月～22年6月でした。所沢市議会基本条例が制定されたのが平成21年2月ですから、ちょうど条例制定前と後のいわば“ビフォーアフター”を経験したことになります。そういった意味で、本条例が議会に与えた影響や変化については議長席からひしひしと感じていたところでした。

最も大きな変化は一般質問において一問一答方式が導入されたことです。それまでの総括質問一括回答方式であれば、あらかじめ議長の手許に1回目の質問に対する答弁者の氏名が用意されていました。しかし、一問一答方式になってからは、ある質問について誰が答弁するかについての情報が全くありませんでした。そのため、質問内容を聞いて、議長が答弁者をその場で判断し、指名しなくてはなりません。さすがに判断に迷った場合は「答弁者を指名してください」と質問者に確認することもありました。

現在は質問内容と回数、答弁者の情報があらかじめ一定程度準備されるように変わったようなので、私の議長在任中より議長の負担が軽くなったように思われます。それでも、一問一答方式の場合、答弁次第では当初の答弁者からその場で変更されることもしばしばありますので、議長は一般質問中神経を集中し続けなくてはなりません。

質問数も一問一答になると格段に増えます。議員さんによっては1時間に50問前後の質問をしますので、それに対する答弁も同様に50回あり、計100回のやりとりを差配しなくてはなりません。そのような議員の一般質問終了後には正直どっと疲れが出たことを思い出します。その反面、市民の皆様からは議員と執行部とのやりとりがわかりやすくなったと好評のようです。

また、議会報告会や政策討論会の開催など、これまでなかった市民向けの広聴広報活動も増えました。議会報告会では議長を経験しているせいか、司会を仰せつかることも多く、その場合、質問内容が事前に把握できませんから、回答する議員を瞬時に指名しなくてはなりません。

その他、閉会中の委員会審査も充実しました。こうしたことを見るにつけ、私が議員になった当時とは全く議会の様相が変化したことに改めて気づかされます。議会も時代の変化に俊敏に対応していくことが重要であると思っておりますので、この10周年をきっかけにさらに市民の皆様のお役に立つ議会となるよう微力を尽くしてまいりたいと考えております。





# 資料

## ○所沢市議会基本条例

平成 21 年 3 月 3 日条例第 1 号

改正

平成 23 年 9 月 30 日条例第 38 号

平成 23 年 12 月 26 日条例第 43 号

平成 25 年 2 月 28 日条例第 1 号

平成 28 年 6 月 15 日条例第 32 号

### 所沢市議会基本条例

#### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 6 条—第 8 条）

第 4 章 議会と行政の関係（第 9 条—第 11 条）

第 5 章 議会における審議（第 12 条）

第 6 章 議員間の自由討議（第 13 条・第 14 条）

第 7 章 委員会の活動（第 15 条・第 16 条）

第 8 章 政務活動費（第 17 条）

第 9 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 18 条—第 24 条）

第 10 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 25 条—第 27 条）

第 11 章 災害時における議会の活動（第 28 条）

第 12 章 他の自治体の議会との交流及び連携（第 29 条）

第 13 章 議会評価及び見直し手続（第 30 条・第 31 条）

附則

市議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法第 96 条第 1 項に規定する議決事件に留まらず、法律に反しない限り、議決すべき事件を定める権限等を有する。

市議会は、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を十分発揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指さなくてはならない。

所沢市議会は、平成 9 年 4 月、全国に先駆けて議員提案により「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」を制定し、また、政務調査費の用途の明確化、政治倫理規程の制定など、議会改革にも取り組んできた。

平成 12 年 4 月に施行されたいわゆる地方分権一括法は、本市が自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うことを可能とし、このことにより、議会の役割の重要性はさらに高まった。

議会及び議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議会諸活動への市民の参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

以上の目的を達成し、これまで積み重ねてきた改革への取組を確かなものとするため、議会及び議

員の責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会を目指し、全力で取り組んでいくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、真の分権時代の到来に向けて、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民生活の向上、市勢の伸展及び民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) ユニバーサルデザインの理念に配慮し、市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

## 第3章 市民と議会の関係

### (市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、会議を原則公開とする。

- 2 議会は、本会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、多様な意見交換の場を設け、広聴活動を充実させるよう努めるものとする。

### (議会報告会)

第7条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報、意見を交

換する議会報告会を行うものとする。

(意見提案手続)

第 8 条 議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続（パブリックコメント手続）を行うことができる。

#### 第 4 章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第 9 条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

(議決事件の追加等)

第 10 条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件の追加等を検討するものとする。

2 議会の議決すべき事件については、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 21 年条例第 2 号）に定める。

(閉会中の文書による質問)

第 11 条 議会は、閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

- 2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

#### 第 5 章 議会における審議

(議会審議における論点情報の形成)

第 12 条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由
  - (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
  - (3) 市民参加の実施の有無とその内容
  - (4) 関係法令及び所沢市自治基本条例（平成 23 年条例第 1 号）第 22 条第 1 項に規定する総合計画との整合性
  - (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等
- 2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

#### 第 6 章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第 13 条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。

2 議長は、市長等に対する本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

(政策討論会)

第 14 条 議会及び委員会は、市政に関する重要な政策及び課題に関し議員相互間の共通認識の醸成及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、積極的に政策討論会を開催するものとする。

第 7 章 委員会の活動

(委員会の運営等)

第 15 条 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。

2 議会は、正副委員長連絡協議会を開催するものとする。

(議会運営委員会)

第 16 条 議会運営についての協議は、主として議会運営委員会において行うものとする。

第 8 章 政務活動費

(政務活動費)

第 17 条 政務活動費については、所沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 23 年条例第 19 号）に定めるところによる。

2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

第 9 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第 18 条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、学識経験を有する者及び市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

(議会事務局の機能強化)

第 19 条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる政策情報の提供に努めるものとする。

3 前 2 項の目的を達成するため、議会及び議会事務局は、大学等研究機関又は専門的識見等を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(予算の確保)

第 20 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第 21 条 議会図書室については、所沢市議会図書室条例（昭和 49 年条例第 28 号）に定めるところによる。

2 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(議会広聴広報の充実)

第 22 条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広聴及び広報に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

2 議会の広聴広報機能の充実を図り、開かれた議会を目指すため、議員で構成する広聴広報に関する会議体を設置する。

(専門的識見の活用)

第 23 条 議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(附属機関の設置)

第 24 条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

## 第 10 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 25 条 議員の政治倫理は、所沢市議会議員政治倫理条例（平成 23 年条例第 41 号）に定めるところによる。

(議員定数)

第 26 条 議員の定数は、所沢市議会議員定数条例（平成 13 年条例第 56 号。次項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第 27 条 議員の議員報酬は、所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 43 年条例第 13 号。次項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。

## 第 11 章 災害時における議会の活動

(災害時における議会の活動)

第 28 条 議会は、災害時においては議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等との情報共有を図ることにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。

## 第 12 章 他の自治体の議会との交流及び連携

(他の自治体の議会との交流及び連携)

第 29 条 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

## 第 13 章 議会評価及び見直し手続

### (議会評価)

第 30 条 議会は、説明責任を果たし、透明で市民の負託に応えられる議会の実現及び議会運営の活性化を図るため、議会が実施する事業及び議会改革について毎年度評価を行い、その結果を市民等に公表するとともに議会活動に反映させるものとする。

### (見直し手続)

第 31 条 議会は、議員の一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成 23 年 9 月 30 日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成 23 年 12 月 26 日条例第 43 号)

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

### 附 則 (平成 25 年 2 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

### 附 則 (平成 28 年 6 月 15 日条例第 32 号)

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (所沢市議会政策研究審議会条例の一部改正)

2 所沢市議会政策研究審議会条例（平成 28 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 23 条」を「第 24 条」に改める。

## 所沢市議会「改革の主な歩み」（平成 19 年以降）

- 平成 19 年 9 月 「所沢の農業」について、地方自治法 100 条の 2 に基づく調査委託を初めて実施。  
（市民環境常任委員会）
- 平成 20 年 6 月 議会基本条例制定に関する特別委員会の設置。
- 平成 20 年 10 月 初めて議会改革をテーマとする埼玉県春日部市議会の視察の受け入れを行う。（議会基本条例制定後平成 21 年度以降平成 31 年 1 月末まで 338 件議会改革関連の視察受け入れを実施）
- 平成 21 年 1 月 所沢市議会基本条例素案について公聴会を開催。
- 平成 21 年 2 月 議会基本条例制定に関する特別委員会の主催でミニシンポジウムを開催。  
**所沢市議会基本条例を全会一致で可決。**（同年 3 月 3 日施行）
- 平成 21 年 5 月 議会基本条例制定報告会を開催。（所沢市役所大会議室）
- 平成 21 年 6 月 議会事業評価を初めて実施。
- 平成 21 年 7 月 「所沢駅から西所沢駅間の立体交差に関する質問」について、閉会中文書質問を初めて実施。（建設水道常任委員会）
- 平成 21 年 9 月 一般質問において一問一答方式が始まる。  
初めての自由討議が行われる。（教育福祉常任委員会）  
参考人招致を実施。（建設水道常任委員会）
- 平成 22 年 5 月 議会報告会が始まる。（所沢市役所全員協議会室）
- 平成 22 年 6 月 第 5 次所沢市総合計画特別委員会を設置。（同年 12 月まで審査される）  
委員会予備日を設け、議会日程の改革を行う。
- 平成 23 年 5 月 議会報・図書室委員会を広聴機能強化するため広聴広報委員会に変更。
- 平成 23 年 7 月 議会基本条例の規定による見直し手続を行う。
- 平成 24 年 2 月 「これからのまちづくりを考える：議会から見た～地域経済の活性化と所沢ブランドの創造～」をテーマに政策討論会を初めて実施。（参加人数 138 名）
- 平成 24 年 5 月 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会に議員定数の根拠等について諮問。
- 平成 24 年 6 月 定例会ポスターに埼玉県立芸術総合高等学校の生徒の作品の採用を始める。
- 平成 24 年 11 月 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会において、3 回の審査を経てあるべき議員定数を 37 人とするが当面の間 33 人を下限とすることが望ましい旨の答申を受ける。
- 平成 25 年 3 月 所沢市議会議員定数条例を一部改正。（現在に至る）  
所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例を可決。（教育福祉常任委員会提案）  
Twitter の運用を開始。
- 平成 26 年 1 月 Facebook の運用を開始。
- 平成 26 年 2 月 Google カレンダーに議会日程等の掲載。
- 平成 26 年 3 月 予算特別委員会を初めて設置し、予算審査を行う。（議長を除く全議員が委員、四常任委員会を分科会として審査）



- 平成 26 年 12 月 防音校舎の除湿工事（冷房工事）の計画的な実施に関する住民投票条例を一部修正して可決。
- 平成 27 年 3 月 予算特別委員会を設置し、予算審査を行う。（前年の予算特別委員会を総括し、委員 17 名とする）
- 平成 27 年 6 月 議会基本条例改定に関する特別委員会を設置。  
委員長および副委員長全員を招集し、正副委員長連絡協議会を初めて開催。（以後、定例会 1 週間前および定例会最終日前日に開催）
- 平成 27 年 11 月 所沢市議会広聴広報マスコットキャラクター「みみ丸」誕生。  
アプリ「i 広報紙」（現「マチイロ」）でのところざわ市議会だよりの配信開始。  
市議会だよりの紙面アンケート、表紙アンケートを実施。
- 平成 27 年 12 月 議場コンサートを初めて開催。（以降毎年第 4 回定例会開会日に開催）  
地方創生に関する特別委員会を設置。
- 平成 28 年 2 月 常任委員会主催で初めて政策討論会を開催。（市民文教常任委員会主催  
テーマ「文化財 なぜ必要？」）  
所沢市議会と早稲田大学との連携協力に関するパートナーシップ協定を締結。  
市議会だよりの裏表紙をリニューアル。  
市議会だよりの所沢駅および所沢市医師会に加入している市内医療機関での配架開始。
- 平成 28 年 3 月 予算特別委員会を設置し、予算審査を行う。（前年の予算特別委員会を総括し、委員 12 名とする。以後 29 年 3 月、30 年 3 月も 12 名で審査）  
所沢市議会 I C T 化基本計画を策定。
- 平成 28 年 4 月 所沢市政策研究審議会を設置。
- 平成 28 年 6 月 **所沢市議会基本条例の一部を改正する条例を可決。**（同年 6 月 15 日施行）
- 平成 28 年 7 月 みみ丸カフェ 2016 を開催。
- 平成 28 年 11 月 議会報告会でワールドカフェ方式を初めて採用。
- 平成 29 年 5 月 議会運営委員会において政務活動費でタブレット購入を決める。
- 平成 29 年 6 月 所沢市議会オープンセミナーをワルツ所沢で開催。（テーマ：「住み慣れた街・ところざわで最期を迎えるために 地域包括ケアを支える医療システム」）
- 平成 29 年 8 月 議員配布資料等のペーパーレス化の取り組みを始める。
- 平成 29 年 12 月 議場にモニターを設置し、一般質問での活用が始まる。
- 平成 30 年 2 月 早稲田大学とインターンシップに関する覚書を締結。
- 平成 30 年 3 月 早稲田大学の 2 名の学生をインターンシップに関する覚書に基づき受け入れ。
- 平成 30 年 6 月 第 6 次所沢市総合計画特別委員会を設置。（同年 12 月まで審査される）
- 平成 30 年 7 月 みみ丸カフェ 2018 を開催。
- 平成 31 年 2 月 所沢市議会基本条例制定 10 周年記念シンポジウムを開催。

## 公聴会・意見提案手続の実施状況

	内容	公聴会	意見提案手続	報告会等
1	所沢市議会基本条例素案について	日時:H21.1.29 15:00~ 公述人:7名	期間:H21.1.5~1.19 意見総数 75件 人数11名(内訳:持参2名、FAX1名、電子メール8名)	・ミニシンポジウム 日時:H21.2.7 14:00~ 場所:市民体育館 参加者:49名 ・制定報告会 日時:H21.5.24 14:00~ 場所:市役所大会議室 参加者:97名
2	議案第72号 所沢市自治基本条例の制定について(委員会修正案)	日時:H23.1.29 16:00~ 場所:第5委員会室 公述人:9名 (賛成4名・反対5名)	期間:H23.1.5~1.19 意見総数 133件 (内訳:持参7人、FAX5人、電子メール17人)	日時:H23.2.7 13:00~ 場所:全員協議会室 参加者:75名
3	議員定数(素案)について	日時:H25.2.5 10:00~ 場所:第2委員会室 公述人:7名 (賛成1名・反対6名)	期間:H25.1.7~1.18 意見総数 54人 内訳:持参3人 郵送2人 FAX36人 電子メール11人 電子申請2人	
4	所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例(素案)について ※教育福祉常任委員会		期間:H26.2.3~2.14 意見総数 0件	
5	議会基本条例の一部を改正する条例(素案)について ※議会基本条例改定に関する特別委員会		期間:H28.5.9~5.20 意見総数 10件	日時:H28.5.28 14:00~ 場所:全員協議会室 参加者:32名

## 所沢市議会 議会報告会開催状況

回	開催年月日	開催時間	開催場所	参加人数
1	平成 22 年 5 月 12 日 (水)	午後7時～午後8時30分	所沢市役所全員協議会室	72 人
2	平成 22 年 5 月 15 日 (土)	午後1時～午後2時33分	中央公民館	45 人
3	平成 22 年 11 月 20 日 (土)	午後2時～午後4時15分	小手指公民館分館	80 人
4	平成 22 年 11 月 24 日 (水)	午後7時～午後8時45分	松井公民館	47 人
5	平成 23 年 5 月 28 日 (土)	午後2時～午後4時	富岡まちづくりセンター	57 人
6	平成 23 年 6 月 1 日 (水)	午後7時～午後9時04分	山口まちづくりセンター	86 人
7	平成 23 年 11 月 19 日 (土)	午後2時～午後3時55分	吾妻まちづくりセンター	54 人
8	平成 23 年 11 月 24 日 (木)	午後7時～午後9時05分	柳瀬まちづくりセンター	75 人
9	平成 24 年 5 月 18 日 (金)	午後7時～午後8時50分	新所沢まちづくりセンター	53 人
10	平成 24 年 5 月 26 日 (土)	午後2時～午後4時	三ヶ島まちづくりセンター	47 人
11	平成 24 年 11 月 10 日 (土)	午後2時～午後4時03分	狭山ヶ丘コミュニティセンター	68 人
12	平成 24 年 11 月 16 日 (金)	午後7時～午後8時56分	所沢市民体育館 会議室	38 人
13	平成 25 年 5 月 18 日 (土)	午後2時～午後4時00分	新所沢まちづくりセンター	71 人
14	平成 25 年 5 月 24 日 (金)	午後7時～午後9時15分	小手指公民館分館	66 人
15	平成 25 年 11 月 16 日 (土)	午後2時～午後4時00分	椿峰コミュニティ会館別館	28 人
16	平成 25 年 11 月 20 日 (水)	午後7時～午後9時00分	所沢市役所全員協議会室	28 人
17	平成 26 年 5 月 14 日 (水)	午後7時～午後8時58分	旧市役所ホール	27 人
18	平成 26 年 5 月 17 日 (土)	午後2時～午後3時50分	中富南コミュニティセンター	38 人
19	平成 26 年 11 月 15 日 (土)	午後2時～午後4時00分	新所沢まちづくりセンター	33 人
20	平成 26 年 11 月 19 日 (水)	午後7時～午後8時50分	所沢市役所全員協議会室	33 人
21	平成 27 年 5 月 27 日 (水)	午後7時～午後9時00分	所沢市役所全員協議会室	31 人
22	平成 27 年 5 月 30 日 (土)	午後2時～午後3時50分	生涯学習推進センター	32 人
23	平成 27 年 11 月 13 日 (金)	午後7時～午後9時00分	所沢市役所全員協議会室	34 人
24	平成 27 年 11 月 21 日 (土)	午後2時～午後4時00分	所沢まちづくりセンター	34 人
25	平成 28 年 5 月 14 日 (土)	午後1時30分～午後3時30分	保健センター	34 人
26	平成 28 年 5 月 20 日 (金)	午後7時～午後9時00分	所沢市役所全員協議会室	41 人
27	平成 28 年 11 月 11 日 (金)	午後7時～午後8時20分	所沢市役所全員協議会室	17 人
28	平成 28 年 11 月 19 日 (土)	午後1時30分～午後3時30分	小手指市民ギャラリーエバー	31 人
27	平成 29 年 5 月 17 日 (水)	午後7時～午後8時20分	所沢市役所全員協議会室	32 人
28	平成 29 年 5 月 27 日 (土)	午後1時30分～午後3時30分	所沢市こどもと福祉の未来館	51 人
29	平成 29 年 11 月 15 日 (水)	午後7時～午後9時	所沢市役所全員協議会室	27 人
30	平成 29 年 11 月 18 日 (土)	午後1時30分～午後3時30分	柳瀬まちづくりセンター	37 人
31	平成 30 年 5 月 19 日 (土)	午後1時30分～午後3時30分	吾妻まちづくりセンター	33 人
32	平成 30 年 5 月 23 日 (水)	午後7時～午後9時	所沢市役所全員協議会室	43 人
33	平成 30 年 11 月 17 日 (土)	午後1時～午後2時50分	富岡まちづくりセンター	18 人
34	平成 30 年 11 月 21 日 (水)	午後7時～午後9時	所沢市役所全員協議会室	24 人

## 閉会中の文書質問の実施状況

	件名	質問年月日	質問内容	備考
1	所沢駅から西所沢駅間の連続立体交差に関する質問	H21.7.14	1 現状の計画での事業費(国県市の負担内訳を含む) 2 所沢駅から西所沢駅間の連続立体交差(鉄道高架)するのにかかる事業費(試算:10億円単位)及び、その場合の事業費 3 現状の計画で各事業を実施した場合と、連続立体交差(鉄道高架)と一体で事業を実施した場合の費用面以外の違い、その他の効果等(交通の円滑化、まちの発展、利便性の向上等)	建設水道常任委員会
2	市政に対する質問	H23.3.28	市政に対する質問 (H23.3.11に発生した東日本大震災により一般質問を取りやめた議員の一般質問の内容について)	議会運営委員会
3	コミュニティFMに関する質問	H24.2.3	・所沢市民文化センター「ミューズ」におけるメディアプラザ構想の経過と結果 ・防災の視点からのコミュニティFMと臨時災害放送局の有効性についての市の見解	総務常任委員会
4	入込観光客数に関する質問	H26.7.29	・過去5年分の入込観光客数の総数と内訳について ・入込観光客の積算方法と基準について	市民環境常任委員会
5	交通事故に関する質問	H27.11.18	(1)過去5年間に於ける交通事故の発生状況について (2)過去5年間の所沢警察署との連携を含む所沢市の交通安全対策・効果及び平成27年の死亡事故に対する交通安全対策	市民文教常任委員会
6	子どもの貧困に関する質問	H28.11.17	(1)「子供の貧困対策に関する大綱について」のうち「第3 子どもの貧困に関する指標」について市および教育委員会で把握している数値 (2)経済的支援について (3)子育て・生活・相談支援について (4)健康について (5)小学校・中学校・高等学校等・大学等について	健康福祉常任委員会

## 委員会における自由討議の実施状況

年月日	委員会名	事件名
平成21年9月8日	教育福祉常任委員会	請願第4号「元所沢市生涯学習センター施設の安定した状態での継続利用を求める件」及び請願第5号「中央公民館移転後の跡地存続を願う件」
平成21年12月4日	議会運営委員会	請願第9号「市議会情報開示のお願い」
平成21年12月4日	市民環境常任委員会	議案第79号「所沢市元町コミュニティ広場条例制定について」
平成22年4月12日	総務常任委員会	議案第26号「所沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定について」
平成22年4月21日	教育福祉常任委員会	特定事件「地域福祉について」及び「児童福祉について」 ・第4次所沢市総合計画の検証
平成22年6月15日	議会運営委員会	請願第1号「議会傍聴者への議案資料の提供を願う件」
平成22年6月15日	市民環境常任委員会	議案第51号「平成22年度所沢市一般会計補正予算(第1号)」 当委員会所管部分 塵芥処理費・東部クリーンセンター費
平成22年7月7日	第5次所沢市総合計画特別委員会	今後の方向性について
平成22年8月25日	第5次所沢市総合計画特別委員会	今後の委員会の進め方について
平成22年10月13日	所沢市自治基本条例特別委員会	議案第72号「所沢市自治基本条例制定について」
平成22年10月15日	所沢市自治基本条例特別委員会	議案第72号「所沢市自治基本条例制定について」
平成22年10月21日	第5次所沢市総合計画特別委員会	第5次所沢市総合計画の審査方法について
平成22年11月11日	議会運営委員会	請願第4号「議員定数削減を求める件」
平成22年11月22日	所沢市自治基本条例特別委員会	議案第72号「所沢市自治基本条例制定について」
平成23年8月23日	建設水道常任委員会	下水道について ・下水道の災害対策について
平成24年4月12日	教育福祉常任委員会	学校教育について ・狭山ヶ丘中学校に関する防音校舎改修事業について
平成26年3月25日	予算特別委員会	議案第9号平成26年度所沢市一般会計予算に対する付帯決議について
平成26年6月11日	建設水道常任委員会	議案第80号「市道路線の廃止」について
平成26年12月11日	総務常任委員会	議案第144号「防音校舎の除湿工事(冷房工事)の計画的な実施に関する住民投票条例制定」について
平成28年3月22日	建設環境常任委員会	議案第28号「所沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について」
平成29年10月26日	市民文教常任委員会	学校教育について ・所沢市立中央中学校校舎内装木質化改修について
平成30年6月14日	建設環境常任委員会	議案第60号「平成30年度所沢市一般会計補正予算(第2号)」 当委員会所管部分について
平成30年8月29日	建設環境常任委員会	市街地整備について、土地利用について ・集約型都市構造について
平成30年10月22日	第6次所沢市総合計画特別委員会	議案第80号「第6次所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」
平成30年11月7日	第6次所沢市総合計画特別委員会	議案第80号「第6次所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」
平成30年11月21日	第6次所沢市総合計画特別委員会	議案第80号「第6次所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」
平成30年11月29日	第6次所沢市総合計画特別委員会	議案第80号「第6次所沢市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について」

## 政策討論会の実施状況

	日時	開催場所	テーマ	出席議員	参加人数
1	平成24年2月4日(土) 午後2時～4時5分	所沢市役所 全員協議会室	これからのまちづくりを考える:議 会から見た～地域経済の活性化 と所沢ブランドの創造～	12名	138名
2	平成25年2月9日(土) 午後2時～3時56分	所沢市役所 全員協議会室	地域福祉を考える 社会問題化をしている、孤立死・ 児童虐待を防ぐために	8名	59名
3	平成26年2月1日(土) 午後2時～4時	新所沢まちづ くりセンター	所沢市における交通政策 ～高齢化時代を迎えての交通政 策のあり方～	9名	56名
4	平成27年2月7日(土) 午後2時～4時	所沢市役所 全員協議会室	人口減少社会 ～2025年の所沢は～	9名	63名
5	平成28年2月6日(土) 午後2時～4時	新所沢まちづ くりセンター	文化財保護、なぜ必要? 伝えていくもの、失われゆくもの	市民文教 常任委員会 8名	64名
6	平成29年1月21日(土) 午後2時～4時	所沢市こども と福祉の未来 館	子どもの笑顔輝く未来へ(子ども の貧困対策について)	健康福祉 常任委員会 8名	56名
7	平成30年2月10日(土) 午後2時～4時	所沢市こども と福祉の未来 館	教育施設の整備(エアコンなど) について	6名	56名
8	平成30年7月7日(土) 午後1時30分～	所沢市こども と福祉の未来 館	人口減少と街づくり(空き家だら けの街を防ぐには)	建設環境 常任委員 会 8名	55名

## 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会

平成23年5月施行の地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により、議員定数の法定上限数が撤廃された。このため、所沢市議会では、市民への説明責任を果たす観点からも、所沢市議会としてふさわしい議員定数のあり方を検討していくこととした。

この検討にあたり、まずは、議員定数の算出根拠を明確にすることが必要と考え、より客観的な審議を行うため、所沢市議会基本条例第23条(附属機関の設置)の規定に基づき、「所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会」を設置した。

### 所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会委員名簿

役職	委員の区分	氏名	選出母体等
会長	有識者	廣瀬 克哉 (ひろせ かつや)	法政大学法学部教授
会長職務代理者	知識者	新井 喜代子 (あらい きよこ)	所沢市体育協会副会長
委員	有識者	江藤 俊昭 (えとう としあき)	山梨学院大学法学部教授
委員	知識者	渡辺 良雄 (わたなべ よしお)	所沢地区労働組合協議会元議長
委員	自薦市民	本橋 辰哉 (もとはし たつや)	市民

審議会では、平成24年5月14日、7月30日及び10月22日の3回の会議に加え、6月に全議員へのアンケート調査及び常任委員会等の正副委員長からの個別ヒアリングを実施するなど慎重な審議が行われ、11月29日に答申した。

#### ○諮問事項

所沢市議会の議員定数を検討するうえで、その前提となる議員定数の根拠等について。

#### ○諮問要旨

所沢市議会としてふさわしい議員定数のあり方を決定するにあたり、その前提となる議員定数の算出根拠等について諮問するものである。

#### ○答申の概要

##### (1) 議会活動の充実のために求められる議員定数

現行の9人の委員で構成する4常任委員会体制を維持していくことが望ましい。また、議長は、実質的に委員会審査に参加しないことが慣例であることから、あるべき議員定数を37人とする。

##### (2) 当面の情勢下における議員定数についての判断

市政全体の行財政改革に対する議会としての強い政治姿勢を示すことも期待されているが、その一方で、議会としての最低限確保すべき活動の充実は犠牲にすべきではない。

こうした観点から、当面の情勢下の政治的な判断として定数減を行う場合には、1委員会8人、議長を加えた33人を下限とすることが望ましい。

平成31年2月

発行 所沢市議会

編集 議会運営委員会

〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

T E L 04-2998-9256

F A X 04-2998-9222

e-mail [a9256@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9256@city.tokorozawa.lg.jp)